

平成19年6月

太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成19年6月13日

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成19年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成19年6月13日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第45号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第46号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第48号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第51号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第54号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員長	清水章一	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	武藤哲志	議員	委員	佐伯修	議員
”	門田直樹	議員	”	渡辺美穂	議員
”	長谷川公成	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

総務部長	石橋正直	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	議会事務局長	白石純一
地域振興部長	松田幸夫	地域コミュニティ推進担当部長	三笠哲生
総務課長	松島健二	秘書広報課長兼消防・防災担当課長	武藤三郎
政策推進課長	宮原仁	税務課長	古野洋敏
納税課長	児島春海	特別収納課長	鬼木敏光
会計課長	和田有司	地域振興課長	大藪勝一

教務課長 井上和雄

社会教育課長 藤幸二郎

中央公民館長
兼市民図書館長 吉鹿豊重

財政課財務係長 平田良富

総務課人事係長 松本芳生

学校教育課長 花田正信

文化財課長 齊藤廣之

議事課長 田中利雄

財政課契約・管財係長 伊藤勝義

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 花田敏浩

開 会 午前10時00分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の一部改正10件、補正予算1件です。

なお、当委員会に陳情書が1件送付されております。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~

日程第1 議案第45号 「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例について」

委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例
の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

総務課長（松島健二） 議案第45号、太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例について、補足説明をさせていただきます。説明につきましては条例改正新旧対照表
にて行なわせていただきたいと思います。1ページをお願いしたいと思います。今回の改正
につきましては、今日の厳しい市の財政状況等を勘案され、市長、副市長が自ら考えられまし
て平成19年7月の1日から平成20年3月31日までの間、市長につきましては給料月額10%を
減額、また副市長につきましては給料月額の5%を減額といたしまして、市長については給料
月額91万9,000円を82万7,000円に、また副市長については76万4,000円を72万5,000円とするた
めに条例の改正を行い、附則にて改正を行なわせていただくものでございます。なお、附則
第1項から第3項につきましては条例上の整合性を保つために新たに見出しを追加させていた
だいでいるところでございます。また別表の改正についてでございますが、2ページ3ページ
をお願いしたいと思います。この改正につきましては国会議員の選挙等の執行経費の基準に関
する法律の一部を改正する法律が平成19年3月31日から施行されたことに伴いまして、選挙事
務に関わる選挙長から開票立会人までの分について現行報酬額から100円減額いたしまして、
選挙長につきましては1万600円、投票所の投票管理者につきましては1万2,600円、期日前投
票所の投票管理者につきましては1万1,100円、開票管理者につきましては1万600円、選挙立
会人につきましては8,800円、投票所の投票立会人につきましては1万700円、期日前投票所の
投票立会人につきましては9,500円、開票立会人につきましては8,800円の日額報酬とするため
条例の改正の提案をさせていただきます。

よろしく審議をお願いいたします。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 執行部からの説明は終わりました。

ここで委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） この市長の報酬減額は市長のマニフェストの中に公約として入っていた事項なんですけども、そのことにつきまして、まず第1点目が期限を1年間と区切ってあるその理由、それから第2点目が1年以降、平成20年3月31日以降はどのようなお考えをお持ちなのかということについて、確認をしておきたいと思います。

お願いします。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） まず9カ月としました理由でございますが、これは自らが提案されたということではございますが、財政課題の目途がつくまでの間ということで、当面の間として今年度一杯を考えられているものでございます。

2点目のそれ以降についてはどうするかといった件でございますが、これにつきましても、経常収支比率等の推移、そういったものと、市の行財政改革の進捗状況、そういったものをあわせながら今後判断をされるというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） ということは例えば若干、経常収支比率等、財政状況が好転した場合はまた定額に戻すということも可能性としてはあるということですか。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） その辺の判断につきましてはその時の判断によりますので、ちょっとここで何とは申しあげにくいんですが、基本的に市長の任期は4年間となっておりますので、その中で見ながら考えられるというふうに思っております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 所管だったから本会議では発言の通告が慣例でできなかったんだけど、本来市長の給与を10%カットするということは市長のこのパンフレットの中に、自ら市長報酬を10%。ところが副市長や教育長はそういうのは書いてなかったんだけど、今その中で渡邊委員から質問されているのに、総務課長が代わって答えるというのはおかしいわけで、こういう問題については委員長として市長を委員会で答弁させるように要求します。

委員長（清水章一委員） 今、武藤委員の方から市長に直接答弁を求めるべきではないかということで、この所管委員会に市長を呼んで質疑をしたいという要望が出ていますけど委員の皆さんいかが取り計らいましょうか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） まず1年間で区切ったというのは今課長が説明されたようにどうなって

いくつかということでしょうね。逆に4月1日からもっと下げるかもしれないでしょ。それからマニフェストに、こういうふうにならなくて、そこには期限が書いてなかったですけど、その結果、現市長は2期目以降も多分出馬されると思うんですよね、その中でまたどういうふうなことやってきたか、給料減額ですね、マニフェストをどういうふうに行っていたか、また財政をどういうふうに立て直していったかという全体の中で、市民がこれは評価していくんじゃないかと思うので、まあここでこういうふうな議案を審議しているわけですのであえて市長を呼ぶ必要はないと思います。

委員長（清水章一委員） ほかにありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 今出されたものの本当はいろいろ問題あるんですよ。市長の報酬を9カ月間だけ、そうすると9カ月間というのは何の影響も受けない。本来10%カットすると言うならば、たった9カ月間ではなくてずっとカットをするなら分かるんですよ。ところが給料下げるのは報酬審議会も何もいない。自分でまあ、職員が不祥事を起こした時とか、自分がそういう状況で下げることはできるけど、その中で道連れの、逆に退職金に何の影響もない。10%給料下げて3月31日、4月1日に戻せば退職金には何の影響もない。そういう状況が含まれているんですよ。それを私ども市長でない担当部長に説明をさせて、回答を得て本会議でどんな報告すると。この問題自らやっぱり委員会に市長が出てきて自分の所信を言わないと市長の方針は私ども疑問点がいっぱいあるわけですね。だからこれは本当はだれか所管委員以外の方が質疑してくれればよかったんだけど、私が通告出しておったけど所管だからということで、所管だったら市長に直接聞けないよね。

（「一般質問で」と呼ぶ者あり）

委員（武藤哲志委員） だから呼ばないでいいと。そうすると総務部長がおられるけど、総務課長の回答は市長の回答というふうに受け止めていいのかな。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） ただいま総務課長が説明しましたように市長が自ら市の財政状況を勘案して減額するというのでございますので、説明したとおりでございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） あくまでも9カ月間のみを提案されている内容でやるということですよ。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） そのとおりです。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、あくまでも3月31日で4月1日に戻せば退職金には何も影響しないし、さっき門田委員からまた4月1日になったら下げるといような、これははっきり言ってわからないというかね、だから公約として上がったものがたった9カ月間というのは

これは市民としては納得しませんよ。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 市長が10%カットというのは公約として出されているのは確かなんですが、来年の4月1日以降どうされるかということはさきほども説明しましたように財政状況を見ながら継続されるのか、財政状況が上向きになれば戻されるのか、その時点で市長が自ら考えられることだと私は思います。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） ただし、市長の任期は4年ですよ。だから公約に掲げたものをたった9カ月間だけだという、だから筑紫野市の市長というのは公約どおりやっているんですが、ではここにもう呼ばないでいいということであれば審議をしていきますから。今私としては市長自らの考え方を聞きたいと。ただし市長でないものが答弁したものを本会議でどういうふうに報告されるか含めて協議したうえで市長を呼ばないならば審議に入っていただきたいと。

呼ぶならば市長。

委員長（清水章一委員） 今先ほど呼んでほしいという話と呼ばないでいいのではないかという話とありますが、皆さんいかがでしょうか。

佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） 私は呼ばないでいいと思います。

委員長（清水章一委員） はい、ということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） ではよろしいですかね。では次の・・・。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） こういう問題に関して過去に市長を呼んで協議した経緯がありますか。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） ありますよ。不祥事起こした時に・・・。

委員（小柳道枝委員） それであればちょっと休憩を要求したいんですが。

委員長（清水章一委員） ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時12分

~~~~~

再 開 午前10時16分

委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 先に渡邊委員の回答があるからそれを先に。回答もれがあるけどいいの。

（渡邊委員「2点について聞きましたから」と呼ぶ）

委員（武藤哲志委員） いいの。ではいいですか。まず、市長が91万9,000円を82万7,000円にして、9万2,000円の減額を9カ月間するということなんですが、そして副市長76万4,000円を72万5,000円で月額3万9,000円の減額。関連する議案がありますので教育長は68万4,000円を64万9,000円で3万5,000円の減額と。こうなっているんですが、まずこの退職金には現在の段階では何の影響もないと思ってますが、退職金、大体市長の1期の退職金はどのくらいなのか、3月31日で元に戻せば何の影響も受けないと思うんですが、まずその辺説明いただけませんか。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 市長の退職金についてということでございますが、概ね1期4年間で1,800万円程度になろうかと思えます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） まず、関係しますので、補正予算書の17ページに9カ月間として381万5,000円計上されているんですが、この共済組合負担金として22万8,000円があるのと、期末とかそういう部分があるんだけど、特別職手当等として上がった金額は121万3,000千円。それで、単純に見てですよ、私の質疑の内容は市長給料はカットされて82万7,000円だけど、助役の時には76万4,000円もらっていたと。ところが市長になったために減額しても前の給与よりも逆に上がったということになります。数字上は、一つも何の影響を受けないと。市長になったために報酬が76万4,000円からカットを9カ月間しても82万7,000円で、関連しますけど、一番被害を受けたのは教育長でね、この分かる範囲内でお答えいただきたいのは副市長も総務部長だったのが一挙に72万5,000円になれば相当給料が上がりましたよね。痛くはない。ところが何の関係もない一生懸命してる教育長は逆にがばっと下げられたというのは、副市長、教育長を5%にしたというのは市長から何か聞いているかどうか。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 関連がありますので、人事係長を同席させておりますのでご了解いただきたいと思えます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

総務部長（石橋正直） 市長、副市長、教育長の会議が毎週月曜日8時45分からあっておりまして、私が同席しております。その中で市長の方から10%カットするというお話がございまして、合わせて副市長、教育長が同額をカットしてほしいという申し入れをされました。しかし、市長が自分と一緒に副市長、教育長に迷惑を掛けるということで5%カットを了承されたという状況でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、3月31日で4月1日になれば、できれば関連する教育長だけずっとそのままというのはそれはかわいそうなものですよ。結果は教育長は今まで長くあれだけの仕事をされているのに教育長だけは3万5,000円も下げられたままですとずっといくと、だ



からその辺で意志の統一をされたということでしょうけど、公約で見るならば市長だけでよかったんじゃないかなと思うんだけど。あなた方市長、副市長、教育長会議に出てないからその結果は報告どおりしかなかろうけどね。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 今説明いたしましたように毎週月曜日に政策会議が三役と私とでされていますので、その席上で市長、副市長、教育長が発言されたことを先ほどご説明したとおりでございます。それから市長、副市長、教育長の報酬につきましては報酬審議会の中できちんと市長が91万9,000円、副市長は76万4,000円、教育長については68万4,000円というのが十数年定められておりますので、カットの率からしますと市長が10%で、副市長、教育長が5%ということで報酬審議会の報酬は尊重されているというふうに考えております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 報酬審議会が何年開かれてなかったのかな。私も古い資料、平成10年の議会要覧持ってきたんだけど、平成10年の時からこの金額なんですよ。参考に教えていただきたいのは報酬を上げるときには報酬審議会、下げるときには自ら下げることができるという問題があるんだけど、市長の91万9,000円、それからこれは周辺の3市ではどんな状況が分かれば報告いただきたい。春日市、大野城市、筑紫野市の市長の給与は現在どのくらいなのか。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 手元にですね、平成17年11月の資料しか持ち合わせておりませんのでこれにて報告をさせていただいてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

総務課長（松島健二） まず春日市でございますが、市長につきましては平成17年12月に改定がなされておりまして3%減額になっておりまして金額が95万5,000円でございます。次に大野城市でございますが平成16年12月に改定が行われておりましてその時に10%の減額で92万6,000円、筑紫野市でございます。平成16年4月に改定が行われておりまして、その時の減額率が10%でございますが、82万8,000円となっております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、91万9,000円というと筑紫野市よりも高いということになるたいね、戻ればね。もう一点確認させていただきたいのは3月31日でこれは自動的に切れるんだけど、切れたら退職金には何の影響もないですよ。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） そのとおりでございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） これでは公約に反するんじゃないかな。だから自分が選挙で掲げた公約を議員と違いますから、10%カットという形であと引き上げる時には報酬審議会に諮問すると

というのが基本だと思うんですよ。ところがたった9カ月間というのはそこに問題があつてね、あとは9月議会か12月議会で市長に直接聞けということだろうけど、そこはこちらが審査すべき時にこれはもう9ヶ月間だけであとは市長が自らどうするのか判断するというのは委員長報告の中に入れていただかないといけないけど、今の段階では退職金にも何も影響しない、それから参考までにお聞きしたいのは市長がカットしたことによって職員に対して市長自ら給与、三役というかカットしてきたという形で職員にどういうふうに締め付けというか、行革というか、こういうものが押し付けられないようにしていただきたい。おれは給料下げたんだからお前たちもというような形にならないように。そういう状況が私がこの施政方針見てたら出てきたんでね。だからその辺は市長に直接聞かないといけないけど、聞く機会是一般質問しかないから。参考に分かれれば教育長が64万9,000円で年間、期末勤勉手当そういうのも含めてとそれから職員との較差はどのくらい縮まったんですかね。今度は64万9,000円になって。その辺は分かりますか。職員との較差。それが分ければちょっと。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 職員の最高給が現在49万7,600円です。人事院が勧告した給与表にはございませんが保障するという形で49万7,600円が職員の最高額ということです。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると三役の給与が高かったということかいな。相当。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 高いかどうか分かりませんが、報酬審議会の審議を尊重するということでお答えしておきたいと思います。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 人口比で見ると春日市が95万5,000円、大野城市が92万6,000円、筑紫野市がずっと10%、10%、まあ4年間、この辺になって82万8,000円、筑紫野市は財政が厳しいという形で82万8,000円ですが、太宰府市の場合は筑紫野市長よりも、9カ月間カットしてもたった1,000円違いとただし人口規模で見ると、向こうは10万、こっちは6万7,000というか、人口規模から見たら、太宰府の市長は今までものすごく給料が高かったという見方ができるんですよ。91万9,000円だったというのは。

委員長（清水章一委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第45号に対する討論はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 今、市長出席でない中で市長の給与を2008年3月31日までの9カ月間10%カットという提案がなされております。ただし審議の中に出てきたように3月31日までと

いう限られた審査をしましたが、選挙公約では10%カットという形で市長自らの給与をカットすべきではないかと、今後の3月以降はどうするのか、それと同時に市長がカットしたことについて副市長や教育長も5%のカットの経過というのがやはりその辺の内容で直接聞くことができないというものがあって、その辺は市長から直接今後聞くようにしたいという状況があって、給与を減額することには賛成するけど、そういう意見として述べておきたいと。賛成にあたっては。そういうふうに討論しておきます。

委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 賛成の立場で討論いたします。先ほど3市の市長の報酬の説明がありましたけども、単純に人口比でこれはいわゆる比例の形ではないと思う。いろんな要素が絡んでくるものでありまして、いろいろな財政規模等を勘案しますと妥当ではないかとまず思います。それから人事的なもので今まで助役とかあるいは総務部長をなさってあったということでその辺の給料を比べてもどうしようもないことでありまして、そういうふうな市長あるいは副市長という席に就かれて、大変大きなものを担っていくわけでそれに対する対価ということで全国的に見ても特に問題はないと思う。そういうことでこの議案の趣旨も年度内の予算に対する補正ということで上がってきておりますので何ら問題はないと思いますので賛成です。

委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第45号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時32分

~~~~~

日程第2 議案第46号 「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」

委員長（清水章一委員） 日程第2、議案第46号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

総務課長（松島健二） 議案第46号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。説明につきましては条例改正新旧対照表にて行なわせていただきます。4ページをお願いいたします。この改正につきまして

も平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間、副市長と同様に教育長の給与月額を5%減額し、68万4,000円を64万9,000円とするために条例の改正を行なわせていただくものでございます。また、第5条につきましては根拠となる条例が改正されておりました。改正もれでございましたので文言について今回改正をさせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

委員長（清水章一委員） 執行部からの説明は終わりました。

ここで委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） まずさっきの議案で7月1日というのは現実のところ期末手当には何の影響も受けないということになりますが、教育長が市長の公約に基づいて5%ということですが、この6月は期末手当がそのまま支給されるけど、教育長の12月の期末手当にはどのくらいの影響を受けるのか、その辺を補正予算の上がっております121万3,000円のうち、教育長はどのくらいぐらいの3万5,000円の9カ月分と期末手当に対する減額。これについて報告いただきたい。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務課長（松島健二） 12月の期末手当につきましては1.75になりますので、したがって給料月額にその分を掛けたものが数字として出てくると思います。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） だから数字を明らかにしてくださいと。6月はそのまま影響を受けないからね、7月1日やから、だから本当は提案する時は何の影響も受けないような形で提案してきているんですよね。だから6月ということになれば6月の期末手当にも影響があるけど、6月にしないで7月1日、でも一番憐れなのは教育長なんですよね。だから教育長がどのくらいあるのかと。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 概ね9万6,000円程度になると思います。

（武藤委員「期末だけが」と呼ぶ）

（総務課長「はい」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 全体的な3万5,000円の9カ月と期末だけが9万6,000円とこういうふう
にいいですか。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） はい、そのとおりでございます。

（武藤委員「大体30万円くらい、年間で」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 総務部長、三役の定例会と総務部長が入って決められたということでこの5%これについては市長の方から指示があったのか、こういう形で5%下げたいがという形で同意を求めて教育長もこれに同意したのか、その辺は報告いただいております。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 先ほども説明しましたように市長が10%カットされるという状況の中で副市長、教育長も自分たちも是非カットしてほしいという申し入れがされたという中で市長が判断されて5%お願いされたという状況でございます。

委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第46号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第46号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時37分

~~~~~

日程第3 議案第47号 「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

委員長（清水章一委員） 日程第3、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。今回の改正は太宰府市生涯学習推進本部を廃止し、新たに太宰府市生涯学習推進協議会を設置しまして生涯学習の推進に関する総合的施策について調査審議を行う附属機関として位置付けるものでございます。なお、太宰府市生涯学習推進本部につきましては行政の内部組織に改めまして生涯学習推進体制の充実を図ることといたしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長（清水章一委員） 執行部からの説明は終わりました。

ここで委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 新旧対照表を見まして、太宰府市生涯学習推進本部であったと、推進が協議会に変わったと。この推進本部と協議会の違い、これと担任する事務の目的で総合的效果が総合的施策、推進を調査、審議ということだけど、推進本部で総合的施策や調査審議というならば相当権限があるんだけど、この協議会になってきたときには、どういうふうになるのか、推進本部と協議会の違い。本部というのは一番権限があるのかね。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） ただいまの部分でございますが、いままでの条例に基づいた規則によりますと、所掌事務といたしまして、生涯学習基本計画の策定に関すること、また生涯学習企画事務に関することといった所掌事務がありました。近隣の部分を見ますと、主に大野城市、春日市ともに推進本部につきましては行政の内部組織ということでその他の部分につきましては審議会なり、同じく協議会という形で組織を作られております。それにならったかたちで本市の推進本部につきましては内部組織と、それから新しく作ります附属機関の協議会につきましては調査、審議ということで、直接自分のところで策定しますという形ではございませんけども、その中で調査、審議いただき、ご意見をいただくとか、そういった形で運営されていくということで考えております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、生涯学習推進本部は行政内部的で運営をされていたのが、今度協議会になると委員の委嘱が発生すると思われるんだけど、委嘱があるのかどうか、もし委嘱するようになれば、協議会という形の規則、運営要綱を作るのか、この辺を説明いただきたい。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 現在までございました生涯学習推進本部、附属機関の部分ですけども、委員につきましては識見を有する者、各種団体代表者、教育関係、産業界代表者、行政関係、その他市長が必要と認める者という形で現在までは20人以内をもって組織し、ということで、現実的には15人の委員さんで組織をしております。改正後でございますけども、推進協議会という形で委員さんにつきましては同じく識見を有する者、各種団体等代表者、それから市長が必要と認める者ということで、7人以内の委員をもって組織しということで改正を予定しております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、20人以内で15人だったのを今度は2分の1の半分以下の7人でやると。そうするとそこの中で逆に意見が反映されないようになるんじゃないかなと。こういう生涯学習というのは一番大切になってくるのに15人の委員が7人でやられるということは2分の1になってしまう。そういう状況で委員の委嘱がやられて、現実に生涯学習として充実ができるのかという問題がありますけど、この部分については内部検討どうされたんですか。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） この辺につきましても内部で検討いたしまして推進協議会という部分でございますので7人の委員さんでやっていけるということで判断をいたしました。

以上です。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 関連がありますのでお尋ねします。今、推進本部は内部組織で行うと、それで推進協議会を7人の見識者及びそういう方で行っていくんですか、この推進本部というのはまだ生きているんですか、この関連性はどうなるんでしょうか。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 現在の推進本部でございますが、委員さんの任期が6月の30日までとなっております。ということで7月1日で改正ということで予定をしているものです。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） ということは今の生涯学習推進協議会の中に内部組織の人も入るんですか、そして、それと同時に7人の見識者及び今までの方たちの中に含んだところでの7人なんですか。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 現在、推進本部の中に行政内部といいますか、市長とそれから教育長さんが入られております。改正後というふうな形になりますけど、現在各種団体等からの委員さんがございます。それにつきましては各種団体からの代表というふうな形で入っていただいておりますので、また改めましてそれぞれの団体の方に委員さんの選出をお願いしたりということになってくるようになります。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 市長のこういう審議会を作った時に女性を30%登用するという政策的なものがあるんだけど、15名の時にはそれなりに女性がこういう推進本部の委員に何名入っていたのか、今度は協議会になったら女性が入ることができるのか、女性を何人にしようとしているのか、選挙の公約との関わりがあるんだけど、そういう内容、15名が半分以下となってくると、その問題も出てくるんだけど、そういう内部検討はされていますか。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 現在の本部委員さんの中で女性の委員さんが4人いらっしゃいま

す。改正後というふうなことになりますけども、新しい委員さんにつきましては30%というふうな部分を尊重してそういった形で委員さんをお願いしていきたいということで考えております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） ところが、4人もおったのが今度は7人の30%ということは1人ということになってくる。だから1人か2人、こういう状況になるんじゃないかなと。だから本当に生涯学習を推進するために大変見えておたら生涯学習やりよるんだけど、今度は効果的なものとその効果を上げるために推進するという本部があった、それを今度は施策を審議に変えてしまうと。今まであるものはどうなるのか、今までのものは見直すために審議をする。今まであった効果を上げる、推進するというのは置いていくということなのか。それからこっちを見ると、今までの効果と推進をこっちは今度は施策で審査して、実施の段階がないけど、これはどうなのかね。

委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 現在の組織が生涯学習第二次の基本計画というものを先般配布をさせてもらいました。この中でいわゆる推進本部というのが、まず上にあります。これは各種団体の代表者とか識見者含めて15人のグループがいらっしゃいます。その下にいわゆる役所の内部組織として生涯学習推進幹事会なるものの組織がございます。これは担当の部課長、庁舎内で組織したもののグループですけども、今までは幹事会の中でこの基本計画の案を作り、そして市長の決裁をもらった後に推進本部という15人の委員さんの中にいわゆる諮問的にしておりました。そこで審査をしていただいて、いわゆる答申をもらっていたという流れなんですけども、それを今回、きちっと名称を変更して分かりやすくしたというのが1つの理由です。つまり生涯学習推進協議会という名称にかえて、いわゆる市が作った今度は推進本部という組織は市の幹部で組織をしたこの会議の中で素案を作り、この推進協議会の中に諮問をして、同じような中身を精査をしていただき、進捗状況を調査していただき、意見をいただくという流れなので、ただ名称を変えただけで中身は今までと全然変わっておりません。そういう流れで今回名称を変更して分かりやすくしたというのが大きな理由です。

委員長（清水章一委員） 武藤哲志委員。

委員（武藤哲志委員） 中身は変わってないというけどね、行政改革で15人を7人にして。

（地域振興部長「それはそうです」と呼ぶ）

委員（武藤哲志委員） そういう費用弁償的なものも当然違ってくるしね、だから具体的な中身は変わらないというけど、今までのこういう生涯学習の推進本部でやってきた中でよりよい実施をやりたいということで、どういうことを考えているのかね、1つは。白紙で委任するわけにはいかんだろうから。どういうものを生涯学習として協議会の中で推進し、実施をしてもらうとしているのか。こういう15人から7人にして時間もかけてあるうというふうな、今まであ



る内容をよりよくしていきたいということでどういうふうに諮問し、答申を受け、実施しようとしているのか、その辺は内部検討していますか。

委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほど言いました平成18年7月に第二次生涯学習基本計画を策定いたしました。この時にいわゆる時代の環境の変化等も踏まえながら、昨今の生涯学習に対する考え方も若干変わってまいりましたので、向こう5年間の基本計画の目標を作り、この計画書を作ったわけですが、その中では新たに7本の柱にそってこの学習計画をやっていこうということに決定をし、今随時推進をしております。これをできますれば毎年1回はこの審議会の中で進捗状況を報告し、それぞれの専門の立場の委員さんあたりからのご指摘、ご指導をいただくという流れで今後もやりたいというふうに思っています。

委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 私は推進本部だったときの機構自体に疑問を持っていて、さっきおっしゃったように幹部会で決めた推進の内容を本部で審査する、審議する、諮問してそれに対して答申をするような機関でありながら本部の本部長は市長がされておりましたよね。だから、市長の手元、幹事会で決めた内容を本来だったら外部組織とかそういうところで諮問をされて、審査をするんだったら分かるんですが、市長が本部長を務める本部会議でそれをまた審査するということに対して非常に疑問を感じてまして、ただ、今回それが7人に減らされて、先ほど言われたようにメンバーの中に市役所の職員という文言いわれませんでしたので私は全く外部組織のような形で7人が選ばれて、市役所の内部で検討されたことを諮問して、外部の人間たちがそれを組織する機関に変更されるのかなというふうに解釈をしていたんですが、ちょっと今の説明を聞くと何か若干違うのかなと、やはりまだ市の職員とかそういったのが、この推進協議会になった後でも関わってくるんですか。

委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほど、担当課長が説明いたしましたように、今回はこの推進協議会の委員さんについては7人以内ということで減数しておりますが、この7人以内の中では市長、あるいは教育長は入っておりません。あくまでも渡邊委員さんにご質問のとおり外部の識見者であり、各種団体の代表者等々7人で構成したいと思っています。

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） 私、以前この委員をやっていた関係で議論を聞いていたんですが、実際出て、例えばマスコットキャラクターの選定とかですね、いろんな賞状とか作文の選考とか、いろんなことあったんですが、行政だけでそういったものを決めるのではなくて、各団体ですね、私は体育協会から出ておったんですが、その中でいろんな意見を聞いて決めていくと。15人いたんですが、実際は執行部からいろんな説明を受けて、それならそういった方向がよろしいんじゃないかという、何と云うか、承認みたいな形が主な仕事だった記憶があります。今後はお話を聞くと、少し切り分けて今度は協議会ということで各団体が中心の、より意

見がかえって出しやすくなったのではなかろうかと。それと自分達、もう大分前ですけど、委員として出ておってもなかなかまあ一般市民、各団体から出てきているとはいっても、その団体のことは詳しくてもやはり市政に関わるようなこととかですね、生涯学習に関しましても、なかなか聞くことはできても、積極的な意見というのはほとんど出ないわけですね。ですからこういうふうな形で少数で意見が集約できるような形というのは望ましいのではなかろうかとまあそんなふうに前経験者としては感じております。

委員長（清水章一委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第47号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（清水章一委員） 全員一致です。

したがって、議案第47号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時57分

~~~~~

委員長（清水章一委員） ここで11時10分まで休憩します。

休 憩 午前10時57分

~~~~~

再 開 午前11時10分

日程第 4 議案第 4 8 号 「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」

委員長（清水章一委員） 日程第 4、議案第48号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

財政課管財・契約係長

財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 議案第48号、太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表の 6 ページをご覧くださいと思いますが、今回の改正は地方自治法第238条の 4 の一部改正によりまして、項の繰下げに伴いまして条例の一部を改正する必要が生じたので今回改正をさせていただきます。太宰府市行政財産使用料条例の第 2 条、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項を地方自治法第238条の 4 第 7 項に改正をするものでございます。

よろしくお願いいたします。

委員長（清水章一委員） 執行部からの説明は終わりました。

ここで委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） まずよく分からないからちょっと説明していただきたいのは、太宰府市の行政財産の貸付機関等とか、こういう部分がある中で、非営利については100分の2以内、営利用は100分の3以内、建物については100分の7以内とこうあるんだけど、当然決算段階で行政財産というか、いろんな部分の行政財産があると思うんですよ。だから自宅に入るのに、水路に蓋をして何メートル以内は無料だけど、何メートル以上は有料だとか、それから保留地を一時的に駐車場として貸すとか、いろんな行政財産があるんだけど、ここでみると地方自治法第238条の4第4項を第7項に変えたということで整理はしたんだろうけど、行政財産を使用するものは使用料を納付しなければならない。という形になっていますが、どういう行政財産を使用する場合にという内容的なもの、それと同時にここで市の条例を見てみると非営利事業というのと、営利用というのがありますが、その辺私どもこの条文見ただけでは分かりませんから、ちょっと内容説明いただきたい。

委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 地方自治法第238条の4というのは行政財産の管理及び処分についての項目でございます。本来行政財産の貸付についてはある一定の条件がないとできないんですけども、今回、行政財産の貸付及びこれに対する地権の設定については現行では行政財産の土地の貸付及びこれに対する地上権の設定について一応限られておったということです。今回の改正に伴いまして、行政財産である建物についても一部、一定の条件があれば貸出し、貸付ができますよと、それから行政財産である土地についても地上権だけではなく、地益権とかの設定もできますよという改正が今回地方自治法第238条の4でなされたということです。それに関連する項目が増えまして元来地方自治法第238条の4第4項、これは今までが行政財産の目的外使用についての項目でしたけども、この項目が第7項に繰り下がったということでございます。それから、非営利とかという形については現実的にそういう事例が今、私の方でありませんので、具体的な答えはちょっとできません。

以上です。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、適正な価格に年額、消費税含めて100分の5を掛けた金額を使用料としてあるんだけど、いろいろいっぱい例があるんだけど、今、管財・契約係長からは例がないということだけど、見てみると建物だとか土地とかあるんだけど。占使用料取っていますよね。九州電力だとかNTTとか、電信柱もそういう形で公道に立った場合には使用料払っているわけだけど、行政財産、あれだけ決算の中に出てくる財産の中で貸付としてこうい

う条文の整理だけど、どういうものが考えられるのか、法律の整理をする以上はね。私どもは市の公有地、法面に橋をかけるとか、九州電力とかN T Tとかの電信柱だとか、逆に無償で貸し付けたこすもす学園とか、そういうのはありますが、土地建物については無償契約している場合もありますが、ああいう財産的なものは議会の承認を得て無償で貸し付けているんですよ。こすもす学園の土地と建物についてね。そういう状況あるんだけど、太宰府市では公有財産の使用料の納付という形で評価をして、しかも100分の2以内が非営利、それから営利となってくると、こういうのは今後どういうものが該当するのかも知っておかないとですね。条文の整理をするために今のところ、全くないのか、あるのか、今のところないということだけど。占使用料とは関わりがないのか。

委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 道路に対する電柱だとか、水路に蓋をかけて出入りをするとかというものにつきましては太宰府市の道路占用料徴収条例というものがありますので、それに基づいて徴収の方が建設課の方でなされていると思います。

委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長、今回のこの地方自治法第238条の4第7項に関しては、結局、地方自治法がかわったと、238条の4第4項だったのが、いろいろ法律が変わったので同じ内容が第7項に変わりましたよと。それだけの話でしょ。違うんですか。

財政課管財・契約係長。

財政課管財・契約係長（伊藤勝義） そのとおりです。

委員長（清水章一委員） だから第4項にある、行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるということが地方自治法第238条の4第4項だったのが、これが法律が変わって第7項に変わったということで、今いろいろ武藤委員がおっしゃっている中身に関しては、今までの条例どおりということの解釈でいいんですかね。

財政課管財・契約係長。

財政課管財・契約係長（伊藤勝義） はい、そのとおりです。第4項が第7項そのまま内容は変わっておりません。それが変わったということです。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、広報であれだけ看護学校跡地を取得した。あれだけの福岡県からの払い下げを受けていたわけですが、あそこに社会福祉協議会が移転をしまして、広報に載っているんですよ、6月1日号に。介護施設として。そうするとあれは社会福祉協議会というのは非営利団体だけど、それに対してもやはりそれなりの100分の2という行政財産の貸付には該当しないのかどうか。あれは公有地として取得しているのに、防災施設は当然、市の防災備蓄倉庫としてやるから、それは公有財産の貸付にはならないけど、あくまでも社会福祉協議会の中の介護施設として貸し付けた。これは行政財産として使用料を100分の2もらうべきではないかと。あそこは完全な独立した、非営利だからね。これは全く該当しないのかどうか。

委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

財政課管財・契約係長（伊藤勝義） この件につきましては財政課の方では全く関知しておりません。所管課が違います。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 所管が違うというけど、行政財産として使用する者は使用料を納付しなければならないとなっておれば、当然看護学校跡地を取得した、そしてそれを社会福祉協議会に無償で貸し付けているというのはおかしい内容でね。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 看護学校跡地については福祉施設と防災施設を分筆しまして、そのほかについては多目的広場という形で、3つの用途があります。それで、社会福祉協議会に貸し付けています事務所等用地については、福祉部の方で家賃設定をいたしまして、社会福祉協議会の方から家賃としていただいているというふうに理解しております。

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） 1つ聞いておきたいんですが、いきいき情報センターとかに自動販売機が置いてありますが、これもここに該当して使用料を取ってあると思うんですけど、それが1台当たりが大体どれくらいかということが1つと、それと種類もいろいろあった方がいいのではなからうかという市民の声もありますので、増設等考えてあるのかどうか、この2点お聞かせください。

委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 自動販売機の料金については規則を作っておりまして、面積で使用料の額を決めております。例えば使用面積が0.5平方メートル未満の場合は1台あたり、年間5,280円、0.51平方メートルから1平方メートル未満の場合は1台あたり1万560円、それから1平方メートル以上2平方メートル未満の場合は1台あたり2万1,120円ということで、面積に基づいて自動販売機の設置使用料は決めております。

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） 金額的にそう大きなものではないですけども、やはりいろんなもの欲しいという声がありますので、設置に無理がないようであったらやっぱりわずかでも増収のためにも進めていったらと思いますが、意見です。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） あれだけ論議をされて看護学校跡地を取得したと、看護学校跡地を取得したけど、福祉施設として別にして、賃借料についてというか、それは契約して社会福祉協議会からもらっていると、で社会福祉協議会からもらうけど、最終的にはその分は補助金として返していると。最終的にはプラスマイナスゼロみたいになるんだけど、そこは福祉部と賃貸借契約を結んで入っていると。ただし、私どもはあくまでも公有財産として使用料を取るということはこの総務部の法律に基づく行政財産管理上は総務部が契約をする部分じゃないかと思う

んだけどね。今総務部長としては、あれだけの施設を買うのに、社会福祉協議会に貸すことについては分かっておったけど、そういう例がないということがあるけど、逆に福祉部では賃貸借契約を結んで家賃が入っている。だからその辺を例がないというか、今、門田委員から聞かれたらいきいき情報センターだとか、市役所の中に置いている部分についても非営利という形でもらったり、もらわなかったりする。だからもう少し具体的に何かあるんじゃないかなと思うんですけどね。行政財産の使用料については。だから水路に橋をかけるのは建設部という道路占有という形になる。一番私としては看護学校跡地の部分については、これは当然福祉部との関係ではなくて、総務部。それから商工会の土地についても、この土地年間100万円で貸し付けているというのも公有財産ですよ。だから公有財産として使用料を評価してもらわなければならないというのは、何かばらばらで、商工会は商工観光の所管、介護施設については福祉部の所管というけども、総務の所管で使用料というのは全く審議ができないという状況は、その辺の整理はできないんですか。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） それぞれの施設はそれぞれの所管がございます。それでそれぞれの所管で相手方と協議をして契約をしていくという今のそれがシステムとしてやっておりますので、それを取りまとめてしまうということになれば非常に混乱もするし、管理ができていかないというようなことになろうかと思っておりますので、それぞれが所管する施設についてはそれぞれの所管部が管理していくということでご理解いただきたいと思っております。それぞれの委員会の中では審議されているんじゃないかなと思っております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 評価はどういうふうに、当然行政財産として、財政課あたりが評価しながら指示していかないと、ただこれは福祉施設として使うならば福祉部が家賃を勝手に決めるということはおかしくなるもんね。商工会の問題についても、もうあそこできた時から一遍も値上げしたことはない。地代についてね。だからそういう見直しをどうしていくかということでは所管所管がやるからというけど、基本的な条例を総務文教委員会が審議しよるんだから、審議してもそれは地域振興部や福祉部、建設部がやっていくことであとは使用料や賃借料については一切こちらは関知できないとなってくるとそこに矛盾点がでてこんですか。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 行政財産につきましては所管課が管理するということになっているということでございます。

（武藤委員「所管課という」と呼ぶ）

（総務部長「それぞれの所属です」と呼ぶ）

総務部長（石橋正直） 結局、財政課が管理していますのは普通財産を管理しているということでございます。

（武藤委員「その辺の矛盾があるねえ、条例は総務がして」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） 先ほど委員長の方からも確認があったんですけども、要は地方自治法の改正に伴う条例の整合性の整備ということで、ちょっと審議の内容が少し深く狭くなっているかと思しますので、そろそろ締めていただきたいと思います。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） ここに例規集にも載っているんだけど、太宰府市公有財産規則でこんないっぱいあるんですよ。そこに具体的に使用料だとか、境界だとか普通財産とか使用料をもらいなさいとかいう法律に基づいて具体的に出てきている。だからそういう状況の中で今指摘されたようにあれだけ議会の中でも門田委員も入って決めた。看護学校跡地の用地も取得した。13億円も出して購入した。それが福祉施設として使用料がどうなっているかというのは私ども分からなくて今聞いてみて初めて分かった。商工会についてもそういう状況でもう20年近くもずっと安いままでしているけど、これに対して一切の口出しはできないという執行部の答弁なんです。だから条例はここで決めるけど、所管が管理する。だから賃借契約を結んで、看護学校跡地を貸していることについては福祉部ですと言われれば私どもは終わりなんです。後は決算の段階でどう審議するかしかならないんですよ。だからその辺、ここの中には建物についてはいくらもらいなさいよ、以前、都府楼団地の中に建物を譲渡されているものがあったけど、今は払い下げされているけど、これだけの規則の中でここでは簡単な使用料をもらいなさいということやけど、ここの中にはものすごい資料があるんですよ。例規集の中には。それとの関わりがあるからこちらは聞いておるわけであってね。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 武藤委員から先ほど発言がありました看護学校跡地は13億円ではございませんで、2億3,000万円です。

委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第48号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第48号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時31分

日程第5 議案第49号 「太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」

委員長（清水章一委員） 日程第5、議案第49号「太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 今回の条例改正につきましては新旧対照表の7ページをご参照いただきたいと思います。社会教育法というのがございまして、その法の中で社会教育委員の構成について触れております。市の条例もそれに準じて定数の中にうたいこんでおりますが、右側の改正案の太文字のところ、従来は学校教育及び社会教育の関係者としておったところに家庭教育の向上に資する活動を行う者というふうな太字の部分を入れる、国の法律の改正に伴う条例の改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 執行部の補足説明は終わりました。

ここで委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） この15人以内の中に児童委員、今、民生委員というのと、民生児童委員というのがあるんだけど、民生児童委員というのが校区に1人か2人か知らないけど配置されていますよね。そういう方が元々15人以内の中に入っているのか、新たに家庭教育の向上に資する活動を行う者というのはどういう人を対象に委嘱するのか。その辺が分からない。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 確定した団体の代表者もありますが、いろんな地域での子ども会活動とか、福祉活動をしてある方々の代表というふうな形で、市の方では15名以内というふうな条例になっておりますが、9名の委員さんに委嘱をいたしております。したがって、民生委員、児童委員さんの代表というのは構成員の中にはいらっしゃいません。

（武藤委員「入ってる」と呼ぶ）

社会教育課長（藤幸二郎） 今いらっしゃいません。

委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 6月1日に新しい社会教育委員の方が決まっておられて平成21年までの任期になっているようなんですけど、この9名、今回選ばれた方たちというのが、今回条例案に出てきている家庭教育の向上に資する活動を行う人たちが入っているというふうに解釈してよろしいわけですね。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。



社会教育課長（藤幸二郎） そのとおりでございます。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、家庭教育の向上に資する活動というんですけど、具体的な内容というのがちょっと分かりにくいんですが、お分かりになりましたらご説明ください。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 各種組織がございまして、今、小柳委員がいわれる活動につきましてはファミリーネットはらっぱ、あるいは森ん子共同保育園、そういうふうな家庭に限定した活動ということではありませんけど、そういうふうな地域での活動をしてある方の団体ということでご理解願いたいと思います。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 私が聞いているのは家庭教育をどのようにしていくのか、社会教育の中に家庭教育を含むということでしょ。家庭教育も含んだところの向上を目指し、活動をするという活動内容ですよ。家庭教育というのがどういうものを指しているのかをちょっと聞きたいんですが。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 家庭教育学級という組織がありまして、学校の保護者の若いお母さん方を対象に家庭の中ではこういうふうなことで学校教育に結びつくような活動、例えば子どもが好きなおやつの作り方なんかのソフトな部分から家庭の教育に通じる親子の意思疎通を図れるような活動というふうな活動ということでご理解願いたいと思いますが。

委員長（清水章一委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第49号に対しての討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第49号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前11時37分

~~~~~

日程第 6 から日程第 10 まで一括議題

委員長（清水章一委員） お諮りします。日程第 6、議案第50号「太宰府市立運動公園条例の一

部を改正する条例について」から日程第10、議案第54号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第10までを一括議題とします。

まず、日程第6、議案第50号から日程第8、議案第52号までについて執行部からの補足説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長(藤幸二郎) これは、議案書の一番下にもありますように、国民の祝日に関する法律の一部改正に伴うものでございまして、お手元の資料、新旧対照表では8ページ以降になると思います。分かりやすく言いますならば、土日、祝祭日が月曜日の閉館日に重なった場合には自動的に次の日を閉館とすると。今でも月曜日が祝祭日と重なりますと市長の判断で開館にはいたしておりますが、それをきちっと条例の中で休館日、休園日の変更ということで、連休の時は、連休の次の日のウィークデーを開けましょうというようなこととさせていただきます。

委員長(清水章一委員) 社会教育課長。

社会教育課長(藤幸二郎) 閉めると開けるを逆に言うとりますね。

祝祭日は開館をして、その直後のウィークデーを閉館にするということとさせていただきます。

委員長(清水章一委員) 補足説明は終わりました。

続きまして、日程第9、議案第53号及び日程第10、議案第54号について執行部の補足説明を求めます。

文化財課長。

文化財課長(齊藤廣之) 議案第53号の太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。新旧対照表の11ページをご覧いただきたいと思っております。現行の第4条第1項、第1号の下線の部分、その翌日を改正案といたしまして、その日後において、その日に最も近い休日でない日に改正するものです。議案第54号の太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表の12ページをお願いします。国民の祝日に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、改正内容は現行の第2条第1項第1号の下線部分のその翌日を改正案その日後において、その日に最も近い休日でない日に改正するものです。

以上です。

委員長(清水章一委員) 説明は終わりました。

議案審査の順序としてはまず、議案第50号から議案第54号までについて一括して質疑を行います。その後、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第50号から議案第54号までについて全般的な質疑はありませんか、なお、質疑を

される際は議案第何号に対しての質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 議案第52号について、太宰府市文化スポーツ振興財団が北谷運動公園、太宰府市体育センターなどの指定管理者として指定されているが、太宰府史跡水辺公園において指定管理者が休園せずにやりたいと言えば、認めるのか。公共施設であるが、民間として振り替えをなくしたいとか、そういった場合はどうするのか。条例によって従わせるのか。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 太宰府史跡水辺公園については繁忙期等があり、休園日については申し出によって変更することができます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） どういう問題や利点があるのか。史跡水辺公園は指定管理者から要望があればできると。それを市民にはどう理解させるのか。ゴミ収集についても同じような要望が出るような状況で、今後どういうふうに知らせていくのか、検討はしているのか。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 市のホームページ、広報、施設ごとの掲示を行っていきたいと考えています。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 指定管理者について史跡水辺公園など、条例をそのまま適用すれば使い勝手が悪くなるように思います。幅を広く持たせてお願いしたいと思います。これは要望です。

委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで議案第50号から議案第54号までについての質疑を終ります。

これから討論、採決を行います。

議案第50号、太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第50号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前11時37分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第51号、太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例に

ついて討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第51号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時48分

~~~~~

委員長(清水章一委員) 次に議案第52号、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

武藤委員。

委員(武藤哲志委員) 今、具体的に質疑の段階で分かりましたが、事業者が祝日に振り替えられても営業しようという場合についてはできるという内容について、そのことも含めてやはり委員長報告には具体的にその辺も入れていただきたいというふうをお願いをしておきます。

委員長(清水章一委員) ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第52号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時49分

~~~~~

委員長(清水章一委員) 次に議案第53号、太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第53号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前11時49分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第54号、太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第54号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前11時50分

~~~~~

委員長（清水章一委員） ここで、午後 1 時まで休憩します。

休 憩 午前11時50分

~~~~~

再 開 午後 1時00分

日程第 1 1 議案第 6 0 号「平成 1 9 年度太宰府市一般会計補正予算（第 1 号）について」

委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」当委員会所管分を議題といたします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

それでは補正予算書の歳出16ページ、17ページをお開きください。

まず最初に 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費、10目の人事管理費、それぞれ所管の方から説明をお願いします。

最初に職員給与費から。

総務課長。

総務課長（松島健二） 2 款 1 項 1 目の一般管理費の職員給与費でございますが、これにつきましては先ほどご審議をいただきました議案第45号に関連いたしまして行うものでございまして、市長につきましては給料月額10%、副市長につきましても給料月額の5%の減額を行なうことから、2 節におきまして237万4,000円、3 節におきまして121万3,000円、4 節で22万8,000円、それぞれを減額補正させていただくものでございます。なお、副市長、市長につきましては在任期間等の関係がございまして、合わせましてその不用額も計上させていただ

ているところでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 合わせまして、防犯対策関係費も。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長（武藤三郎） 同じく2款1項1目、一般管理費の防犯対策関係費でございます。暴力追放推進市民協議会補助金15万円でございますが、これにつきましては政策的要素を含んでいたことから、当初予算には計上せず、今回の6月補正予算として計上させていただくものであります。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 続きまして行政区関係費。

総務課長。

総務課長（松島健二） これも政策的要素を含んでいたことから今回補正をさせていただくものであります。まず区長事務費負担金でございますが、これは1万円を各行政区44区ございますが、こちらの方に負担金として支出するものでございます。次に区長協議会に対しましての運営補助金として7万5,000円。行政区事務費補助金でございます。1,144万円でございますが、これにつきましては平成18年度、昨年度からこのような名称に変更いたしております。それまでは隣組費事務費補助金という形で支出をいたしておりましたが、本年度も昨年度と同様に、均等割、1隣組あたり4,000円、それと世帯数200円掛け世帯数ということで事務費の補助を考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 続きまして、10目の人事管理費も説明をお願いいたします。

総務課長。

総務課長（松島健二） これにつきましては、地域活動指導員の配置について、本年度当初1人を見込んでおりましたが、県の補助が4人つくことになりました。その関係で社会保険料等の分を今回財源組み替えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

2款1項の1目、10目について、質疑はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 先ほど、市長の退職金が大体、1期1,800万円ということでしたが、副市長については大体1期4年間の退職金は当然共済掛金が22万8,000円の減額になってますが、副市長としての退職金というのは、概算で分かれば報告をいただきたい。それから防犯対策関係費で当初2万2,000円だったのが15万円増額になっているというのは、当初2万2,000円が15万円の増額というのは大体初めから17万2,000円ぐらいの予定を追加したのかということと、それから、さっきの44区に1万円というのは以前から出していたんですかね。当初は48万

4,000円組んでおりまして、新たに44万円追加になっていると。区長協議会運営補助金も当初9万円が7万5,000円の増額になっておりますし、それから行政区事務費補助金がこれははっきり言って同額近い金額ですね、当初1,268万6,000円。それに1,144万円が増額になっていますが、大体こういう部分になるのかどうか。それと合わせて隣組の総数をですね、金額少し下げたように感じるんですが、実質行政区からは6,000円近く隣組長手当としてきているんですよ。だから大体基準的なものをもう一度説明いただきたい。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 副市長の退職金についてでございますが、申し訳ありませんが、実数をつかんでおりませんので後で報告をさせていただきたいと思えます。

委員長（清水章一委員） 秘書広報課長兼消防・防災担当課長。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長（武藤三郎） 先ほどの防犯対策関係費で2万2,000円につきまして、これは暴力追放事業体等筑紫地区協議会の負担金でございます、筑紫地区管内で事業をしている方の集まりの協議会の負担金の2万2,000円で、もう一つの15万円につきましてはこれは太宰府市の暴力追放推進市民協議会補助金というものでして、別でございますので。

（武藤委員「別々」と呼ぶ）

秘書広報課長兼消防・防災担当課長（武藤三郎） はい、別でございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 行政区関係費についてのご質問でございますが、まず区長事務費負担金でございます。これは昨年度も同じく1万円の44という形で計上させていただいておりますし、今回の補正も同額を計上させていただいております。次に区長協議会運営補助金でございますが、これも昨年度と同様7万5,000円を計上させていただいております。それで、平成17年度につきましては9万円ということで計上させていただいておりますので、実質1万5,000円の減額という形で計上をさせていただいております。行政区事務費補助金でございます。この隣組数につきましては現在見込みといたしまして1,470組を見込んでおります。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 昨年より減ったということね。平成17年度決算で見ると、1,268万6,750円だけど、減ったということかね、少し。隣組数が。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 見込みで、現実的には増えているわけです。若干ですね。隣組数は毎年増えておりますが、予算の計上の時点でその差異があったということです。それで、これにつきましても、平成18年度の予算特別委員会、並びに平成17年度の決算特別委員会等でご指摘を受けております。どういったことかと申しますと、実際に隣組事務費補助金につきましてはそ

それぞれの行政区の方で市から9,000円、1隣組につき9,000円の補助を出しておりましたが、その用途について、主に行政区では、隣組長さんの手当になったり、または行政区によってはそれに上乗せした金額、例えば1隣組に2万円を支給していたりというふうなことが実態としてございました。それで、行政区に対して用途、使い道を幅広く持ってもらうために名称の変更と内容を吟味してはどうかというご意見等を賜りましたので、平成18年度から戸数割と均等割といったような現在やっているような形に改めているというところでございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） これだけ1,470組で隣組長と世帯数によっていろいろあるんだけど、そういう部分について支出はどのような形で確認をしているの。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） これは区からの申請に基づいてやっております。隣組の数につきましては刻々変動する部分等がございますので、これは変更届という形で随時に提出をしていただいております。それで、隣組の基準といいますのは、再三申し上げていることではございますが、1隣組については概ね20戸をめやすとして編成をお願いしたいということで現在も考えておりますが、地域の実情によりましては、例えば田んぼの真ん中にぼつんと集合住宅ができて、隣組に編入することができないような状況等も考えられますので、そういったところはある程度柔軟に考えてやっているということでございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 以前も一般質問したんだけど、組長手当が出ているじゃないかということで、高齢化している石坂あたり、80歳以上の方に隣組長が回ってくると、隣組長の仕事ができないと。こういう費用いらないから、できれば区費を集めるとかそういう部分の工夫はしてほしいと、そういう切実な要望が出ていたんですよ。若い人がいるところならいいですけど、そういう高齢化している行政区がたくさんあるんだけど、そういう隣組の事務費として出しているという問題を行政区が独自にすることができるかどうか、内部の規則で。だから高齢化している石坂あたりの隣組長さんについては切実な問題があるということで、観世もそうですよ。やっぱり高齢化してきている。それをシルバー人材センターあたりに委託して区費を集めてもらうとかそういうものに使えるかどうか。区長協議会あたりでも論議になっていると思うんですが、その辺は1,144万円という大きな金額が区によってばらばらな支出になっているとか、だから私どもの住んでいる行政区というのは大変世帯数が多くて、だから区がものすごく財政的に豊かですよ。だから区費なんていうのも月500円。だからこんなに安い区費も集めて、そして区費の500円の中から200円が隣組の積立金。だから行政区に持っていくのは300円。こんな300円の区費集めている行政区というのは、太宰府市でも、国分市はどうか分かりませんが、そういう行政区で世帯数の多いところは区費が安くて済むけど、逆に少ないところではそうはいかないと思うんですけどね。その辺ある一定の隣組の活用については幅を持つことができるのかどうか。行政区で委託して区費を集めることはできるのかどうか、そういう

内容は区長協議会の中でも出てないのかどうか。私も一般質問した経過があるんですけど。この辺どうですか。

委員長（清水章一委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） ご指摘の件につきましては、既に高齢の方に隣組長が回ってきたときに免除するか、飛ばしていくといたしますか、そこを免除していくというような形を既にとってある行政区もございます。まだそれぞれ順番に回していくというところもございますので、これについては区長協議会、そういったところの中で、こちらからこうこうしなさいという事はなかなか言える部分ではないと思いますけれど、そういったところ、一定の協議という形の中では進めていきたいなというふうには思います。

以上です。

委員長（清水章一委員） ほかにはよろしいですか。では次に進みます。

2款総務費の2項企画費、4目の交流費、国際交流関係費、6目の地域コミュニティ推進費の中の地域コミュニティ関係費、それから19節の負担金、補助及び交付金、それから7目の文化振興費の文化振興事業関係費について、それぞれ説明をお願いします。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 最初に2款総務費、2項企画費、4目交流費の国際交流関係費、19節負担金、補助及び交付金のオイスカ事業負担金の4万円についてでございますが、国際ボランティア団体の財団法人オイスカに対する年会費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

また、次に6目、地域コミュニティ推進費の地域コミュニティ関係費、19節負担金、補助及び交付金515万円の関係でございますが、最初に市民政庁まつり補助金の415万円についてでございます。これにつきましては市内の21団体等で組織されます太宰府市民政庁まつり実行委員会への補助金でございます。なお、本年度につきましては10月13日、土曜日ということで開催予定となっております。

以上です。

次に地域コミュニティ支援事業補助金100万円でございます。これにつきましては、地域コミュニティを推進するために概ね小学校区の地域で組織されます協議会の結成に向けての支援補助金でございます。

以上でございます。

それから7目でございます。文化振興費、文化振興事業関係費170万6,000円でございます。19節の負担金、補助及び交付金の方でございますが、最初に吹奏楽団補助金及び文化協会補助金について説明をさせていただきます。これにつきましては、吹奏楽団、それから文化協会への補助金でございますが、当初予算に計上していましたがと合わせまして、市民吹奏楽団への補助金が47万8,000円、それから文化協会への補助金が合わせまして50万円ということになっております。それから、次に施設使用料補助金50万8,000円でございますが、これにつかま

ては市民吹奏楽団、文化協会及び宝満太鼓への施設使用料補助金でございます。なお、当初予算計上額と合わせまして119万8,000円となっております。次に福岡2ブロック協議会補助金でございます。46万5,000円でございます。福岡2ブロック協議会につきましては福岡県の文化団体連合会の筑紫地区四市一町、及び糸島地区、前原市の文化団体で構成される団体で毎年持ち回りで県民文化祭の地域事業等の開催をされまして、本年度につきましては太宰府市が当番ということで補助金を計上させていただいております。なお、10月21日、日曜日に中央公民館において開催予定されているところでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 2款総務費、2項企画費、4目、6目、7目について説明がありました。

質疑はありますか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） このコミュニティバス関係費についても質疑できるんですかね。

委員長（清水章一委員） 所管外ですね。

（渡邊委員「これは所管外ですね、じゃあいいです」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） まず、地域コミュニティ支援事業として、新規事業として小学校校区の協議会ということですけど、そうすると小学校7校に配分するのに、全部協議会ができたらいけど、できない時はどうするのか、この100万円を小学校校区で割るとどういう状況にするのか、できないところもあろうからね、大体内容は地域コミュニティ支援事業補助金として100万円、まずここからちょっと説明いただけませんか。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） この100万円につきましては、現在地域コミュニティづくり協議会の推進ということで私どもの方で事業進めて、地元の方とお話をさせていただいたりして、現在、結成準備会というふうな形でございますけども、テーマを持った部会を組織して動いていこうというところの状況が太宰府西校区、太宰府西小学校区とそれから水城西小学校区を合わせた校区になりますけど、そちらで福祉部会また防犯部会、そういった部分で現実的に動きが出てきております。そういった部分とそれから太宰府南小学校区、そちらの方でも現在、防犯部会というふうなことでテーマを持った部会を作って、現実的に広報ですか、便りみたいな形で配布をしている現状がございます。それから南小学校区につきましては本年についても、平成17年度に行いました文化関係の展示の部分ですね、それについても、本年度につきましても進めていこうということで進んでいる状況でございます。現実的に現在見えておりますのはその2つといたしますか、3つの小学校区の部分について動きがございますので、それに対応する支援の補助金というふうな形で予定しているところでございます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、この100万円が7つの小学校があるんだけど、太宰府西小、水城西小と太宰府南小にこの100万円を配分すると、そうすると、太宰府小学校、水城小学校、国分小学校、太宰府東小学校、こういう部分については地域コミュニティのこの部分が立ち上がってないから、準備会もまだできていないという形で、できていくと、現在33万5,000円くらいの金額を、今後できれば追加するのかどうか、あくまでもこの100万円は大体、西校区、南小校区のコミュニティだけに支出するのかがということがあるんですが、この辺は今後できてくれば追加があるのかどうか、その辺をお聞きしておきたいんですが。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 現在、市の方で補助関係の規則を地域コミュニティ推進事業補助金交付規則というのがございます。それに基づいて支出することになるわけですが、現在その補助の項目としましては協議会設立に向けての準備会及び専門部会の設立運営事業ということで1コミュニティにつき10万円、それから1専門部会につき5万円というふうなことで予定をしております。ですから現実的な話としましては100万円ということで予算を計上させていただいておりますけども、現実的に今申し上げました太宰府西校区、それから太宰府南小校区の補助をいたしましても100万円にはとても届かないような状況になりますので、他の小学校区が動き出したといたしましてもその100万円以内で収まるようになると考えております。

以上です。

委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、関連で事業の進め方なんですよ、コミュニティ事業の進め方は、各自治体、例えば小学校区、ゾーン作りという言葉がございましたけども、そこが母体になっていくのか、この地域コミュニティ推進係の方がコーディネートをしたり、企画をしたりするのか、例えば行政区の中でこういうことをしたいんだけど、どうしたらいいとか、そういうコーディネーターというのはどこでどのようにして地域振興課の方にこの地域コミュニティ支援事業補助金の申込みができるのか、その方法論は周知されているのでしょうか。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 現在動いております西校区、それから南小学校校区の委員の皆さん方にはこういった制度がございますということで変更になった部分で説明しております。また全体の部分でございますけども、当初支援補助金という交付規則ができた段階でまず説明をいたしております。そういったことで改めて変更になった部分については順次それぞれ区長さん方にご説明をしていきたいということで考えております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、現に南小校区が3年、西校区の方が2年だと思っんですよ、もう3

年目に入るんじゃないかと思うんですけども、これがなぜ、他の校区に伸びない、底辺ができないのか、その辺がもう少しその地域振興部、地域振興課、担当がですね、区長さんだけでは無理なところがあると思うんですよ。その辺を例えば小学校のPTAだとか、いろんな組織があると思いますので、これ周知して、早めにやっぱり支援事業の輪を広げて地域コミュニティの充実をこれからは図るべきじゃないかなと思うんですよ。その辺は地域振興課としてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

委員長（清水章一委員） 地域コミュニティ推進担当部長。

地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 今、小柳副委員長からご指摘がありましたように、これをこれから全市的に取り組みとして広げていくということが重要な課題だということで私ども受け止めております。それでまず全体的なお話を平成15年、議会の方にも示されたと思いますけど、指針が作られまして、こういう支援補助金の交付規則も定めまして、全市的に広めていくということで取り組みをしておりますけども、まずは自治会の会長である区長さんたちと地域活動との整合性を図りながら進めていく必要があるということで、この間協議をしました。それで、なかなか自治会といいますか、それぞれの区にいろんな課題とか、小学校校区を1つのゾーンと固めてもいろんな個性といいますかね、いろんな課題が違うところがありますので、なかなか市が思っているように一気にはいかないよということで区長さんたちから課題として返されている部分があります。その中で校区で動くことについてはいろんな課題があるけどもまあやれるところからやってみてはどうかなということで、目指す方向性というのはこれからの地域づくりあるいは行政課題として重要だからということでご理解をいただきながら、一気にはなくてできるところからということで進めてまいっていることもありまして、今具体的な取り組みとしてご報告できるのが今、課長が説明しました3小学校校区ということになっております。それで今度市長も変わられまして施政方針の中でも述べてありますけども、協働のまちづくりを地域コミュニティを進めながらやっていきたいと。ただ、行政の方が目標だけを示して、あと一気にそれを押し付けるみたいに地域に投げるんじゃなくて、市長自身も地域に足を運びながら、地域の方と意見交換をして進めていきたいということで施政方針の中でも語られておりますので、そういうものと並行して今後とも進めていきたいと思っております。

以上です。

委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 7目の施設使用料補助金、施政方針の14ページに公共施設使用料の減免をすると施政方針がありまして、市民の皆様のスポーツ活動や文化活動等総合的に支援すると、体育協会及び文化協会加盟団体等というのが入っていますね。対する公共施設の使用料を減免すると。ここに施設使用料補助金として119万8,000円を69万円当初予算がありましたから。それで、その段階では市民吹奏楽団と宝満太鼓とかそういう部分が減免の部分であれだけ

論議になって、1年も経たずになってきたんですが、ここでは補正されていますが、そうすると、加盟団体等とかいいますと、外郭団体といいますが、補助を受けている団体様々あります。遺族会があったりですね、PTA連合会があったり、それから太宰府市が名義後援をすることがあれば、共催もありますし、社会教育活動から学校教育活動とありますから。こういう状況で市民吹奏楽団は1つです、宝満太鼓も1つですが、文化協会というのはたくさんの団体が入っていて、先日も文化協会の報告資料をいただきましたが、施設使用料の補助金を見込みとしてはどういうふうな形で出すのか、それと同時にあらゆる外郭団体、市の協力団体、補助金をもらっている団体もありますが、この減免を条例的なもの、要綱的なもの、減免基準、これを復活させるということなのか、そういうものがまだ上がってきてないんですが。だから今後、等というのは逆に市民吹奏楽団、文化協会だけを施設使用料の減免をして他の団体は認めないということになってくると問題が起きますが、その辺はどういうふうに、施政方針との関わり。等というのが何でも拡大解釈されるという。

委員長（清水章一委員） 具体的に。

政策推進課長。

政策推進課長（宮原仁） 施政方針の中で、社会教育関係の団体1団体と文化協会ということで等と方針の中でうたわれておりますけども、この等につきましては私どもも具体的にはあれしっておりませんけども、現在、太宰府市内にありますですね、社会教育団体、いろんな団体がございます。それでそういったものも含めてするのかどうかということ、まず今の現状の部分を把握するためにそれぞれの関係課の方に寄っていただいて、第1回目の調整会議を一応行っております。それで何が課題なのか何が問題なのか今後どうするのか、きちんとどうするのかという部分を現在検討しているというような状況でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） もう1回、だからあれだけ論議になったものをね、具体的に市民吹奏楽団と宝満太鼓と文化協会、これで見るとスポーツ活動、文化活動となっておりますが、それ以外は減免の対象にならないのかということ、そこはまだ具体的にないんですよね。

委員長（清水章一委員） 政策推進課長。

政策推進課長（宮原仁） はい、今のところはまだはっきりとはしていません。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 私の方が代表質問出しているのはね、こういう団体には減免するけど、それ以外の外郭団体というか、以前の段階ではこれをなくすと言ったんだからね、減免を。補助を受けておれば補助金の中から使用料を払っていただきますと。あれだけ言い切ったんですが、で押し切られて、最終的にやられたんだけど。市長はその時は助役だった。助役自身もこちらの方にそういう状況の説明に来た。ところが1年も経たないうちに戻った。そうすると、こういう団体だけは出すけど他の団体には出さないと来てくると、それはもう、それなりに対応せざるを得ないんじゃないですかね。きちっと他の団体も。一方は減免が認められて

一方は認められないというのは。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 市長とお話をする中であくまでも市長の考え方としては文化とスポーツの振興を図りたいという考えがございますので、文化、スポーツ所管課の係集めまして、条例があって減免していたのか、市長が特に定めるものという拡大解釈で減免していたのか、そういうことをきちんと整理をして、条例規則の整備をしながら補助をしていくのか、減免していくのか、十分検討を重ねた中で結論を出したいというふうに考えています。基本的には文化、スポーツの振興という形で施設使用料については負担させないように考えております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、今の段階では文化、スポーツのみで減免で、それ以外については今後の中で検討をしていくということになるたいね。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 文化、スポーツの振興を図りたいということがまず第一です。それで、ただ、文化、スポーツに準ずるようなものもあるのではないかとというふうなこともございますので、その辺を各関係課寄ってどの程度になるのか、調整していっているところでございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） だから、さっき言うように、遺族会なんていうのはもう高齢者ばかり、しかも市も年1回の遺族会の総会、中央公民館で開いたりしているんですがね、そういうところについても補助金出しているから補助金で使用料払いなさいと、学校教育であろうと、PTA活動でもそれなりに負担をすとか、あれだけの論議してきたでしょ。それで後援団体についてもある一定費用的なものをとということで負担していただきますよといったけど、それでは、こういうスポーツ団体だとか文化団体だけしか使用料の減免をしないとなってくると、問題が起きるんじゃないかと私が言っている。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） そういうことも考えられますので、関係課が集まって調整しているという状況でございます。

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） 体育協会も出てきましたので、少し確認をしたいのですが、例えば体育協会で言えば加盟18団体あるんですが、その中にいろんなチーム等が加盟して活動をしているわけですね、ところがそういうところに入らなくて、要は自分たちだけでお金がかかって、好きに、拘束されずにただ楽しみだけのためにやりたいという方たちもたくさんもられるわけですね。その方たちは別に市のいろんな施策に対する協力とか、スポーツの振興とか、青少年の云々とかそういうことは全然私たちは関係ないよと、ただ使いたいだけだと、それに対して文化協会とか、この体育協会というものはきちんとした理念を持って、規約を持って、組織を

持って、また会計を初めとしているような報告義務をきちんと果たして明確な活動目的でやっているわけですね、だからその辺との線引きというのは当然あると思いますね。だから、その中で等というものを付け加えられたのは今後まだまだ途上の団体等もありますから、勘案していくということじゃないかと思いますけど、そうでしょうか。今の考えで。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 今、門田委員が言われるとおりで、その辺の整理をきちんとしてからじゃないと、減免にするのか、条例で規定するのか、規則を作る必要があるのか、はっきりいえませんので、現在その調整会議を鋭意実施しているということでございます。

委員長（清水章一委員） よろしいですか、

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） では次いきます。2款総務費、3項徴税费、2目の賦課徴収費の賦課関係費と、特別収納事務費について説明をお願いします。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金510万円につきましては基本的には政策的予算という形で今回6月補正をさせていただいているものでございます。内容といたしましては、駐車場協会への施設整備補助金420万円、それと新規指定関係、機械関係の整備が生じた場合の費用として30万円の3件90万円の計510万円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 特別収納事務費、役務費の公売手数料はインターネット公売の導入により滞納処分を行いたいと考えております。その時の落札手数料、鑑定料及び運搬手数料を公売手数料として5万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 2款総務費、3項徴税费、2目について質疑はありますか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 駐車場経営者の整備用の費用だということで420万円中に入っていると、説明いただいたんですけど、これは具体的に駐車場経営者の同盟といいますか、協会みたいなのが、あると思うんですけども、それに対してなのか、あるいは市内全域に駐車場経営者というのはたくさんいらっしゃると思うんですけど、該当する駐車場経営者というのは具体的にどういう人たちなんですか。

委員長（清水章一委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 現在駐車場協会に加盟している方はとりあえずすべての駐車場指定特別徴収義務者に指定してある28社はすべて加盟してあります。この420万円につきましては、駐車場協会、協会長へ補助金として渡します。それで、3月、4月になりますか、決算の時にど

ういう形で使って、どういう形の今残高で通帳に預金しているという決算報告はもらっている状況でございます。ですから現状では来訪者用の傘を500本購入されて、雨降りに来訪者に渡して、やはりもてなしの心という形で協会で取り組んであるようです。近々にはやはり福祉のまちづくりという形で来訪者に車イスを貸し出そうという形で検討されている状況でございます。まだ具体的な部分は、ほぼ購入するような方向での話は聞いております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 名称だけ聞くと、これは駐車場の整備に使われるための費用じゃないかなというふうに今思っていたんですけども、具体的に今ご説明を聞くと協会の中で用途については話しをして自由に使えるお金というふうに解釈しててよろしいわけですか。

委員長（清水章一委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） はい、そのとおりでございます。

委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 駐車場の28業者に420万円をという形で、どういう駐車場業者の整備費補助金として使うのかどうか、それと、今記録もれしたんですが、機械30万円3件という、その機械というのはどういう内容かもちょっと分からないんだけど、その辺もう一度、整備費として420万円を28業者に、全体的に傘を500本は今までは出して使用したというのはよく分かるんですね、句碑もずっと広報にも出てましたけど、ああいうまほろばの里づくりの関係で句碑に使ったという関係はありますが、今度3,288万円を歳入の基金繰入金に、当初355万3,000円だったのが3,288万円のこの繰入の関係がありますが、駐車場事業者に510万円くらいで理解をしていただけるのかどうか、大きな施策の1つですからね、大変な歴史と文化の環境税が入ってくるわけですが、その辺、もう少し、補助金を今後補正もあるのかどうか含めて、もう一度説明をいただけませんか。

委員長（清水章一委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 1点目の機械整備の部分は、現状で機械を使って機械式の駐車場がございいます。それで、前回からお願いして駐車場の領収書ですか、それは既存の物件ですので、その物件についてはこちらの費用で補償しますので、領収書の中に駐車場100円の明示を一応お願いしたんですけど、やはりなかなか機械的に難しいそうなんですよね、だから今そこら辺の調整の部分が1点ございます。それと、現実的に国博通りのところに1件とそれはほぼ今調査中ですけど、指定になるような形になってきます。その時の整備費、いろんな部分の整備、それから福岡銀行さんも事前に何回か協議にきてあります。そういうときに必要な整備費という形で市で発注して整備する場合と向こうが外注を受けて整備する場合等ありますので、その関係の整備費の合計が90万円ということでございます。それともう1点の駐車場補助金のアップにつきましては、基本的には駐車場協会の中でも補助金はいらぬという方もいらっしやいま

す。そういう形の中でいろいろ協会と最終的に話しをして、できるだけ向こうも市としてもまちづくりといえますか、やはり駐車場協会としてもてなしのまちづくりもしてほしいという形であえて了解をいただいて、現在根拠的には市の考え方ですけど、県税関係が委託料7%というのがございます。基本的には税収入の7%を駐車場協会へ補助金として渡して、協会として思いつくまちづくりといえますか、もてなしの施策を講じていくというのが趣旨でございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 7%ということで、具体的にあれだけ前の議会の中で基金創設、この問題の中でこういう内容は私どもも具体的に説明を聞くまではよくわからなかったと。駐車場業者に渡して、参拝客といえますか、観光客に使っているという内容は私の方も聞かなかったから悪いかもしれませんが、こういう状況で出していると。だから入ってくれば入ってきた部分で7%渡すということで受け止めていいわけですよ。それと、機械設置に相当金がかかるんだらうけど、30万円の3件というふうに見たとした場合、福岡銀行という話も出てきましたけど、西鉄の二日市駅東口のところにも歴史と文化の環境税もらっている駐車場がありますよね。だからあそこの場合は1回入れたら600円払わなければなりません、他のところ、いきいき情報センター辺りでも、1時間以内とか30分以内とか、どこも30分以内無料というところもあります、その機械設置に対する補助金としていくらかかっても30万円なのか、ちょっとその辺私の方、理解ができないところですけど。中に入れて、今済生会病院でもそうなんです、帰りに窓口からコインもらってくれば下がるような状況になってはいますが、相当設置費用かかると思うんですよ。そういう場合についてはメーターでどの位利用したとかそういうのも全部掴めるのかどうか、申告がただもう料金の改正だけで終るのかどうか、機械で時間的な問題いろいろあると思うんですが。その辺あなた方どういうふうに業者と話し合いしているのかどうか、その辺もう少し聞いておきたいと思うんですが。

委員長（清水章一委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 既存の機械式につきましては通常場所によっても違いますけど300円から500円という形の領収書が出てくると思います。ただその部分にあくまでも歴史と文化の環境税が100円ですと、だから500円であれば600円ですと、それはシステムを変えるだけですから、機械をすべてということではございません。あくまでも向こうが税を取る以上はやはり歴史と文化の環境税が入っているという領収書を改善したいということであればシステムを変える費用だけはこちらで負担しますよという形ですから、機械を全面的に保障するというところではございません。あくまでも私のところが原因に基づく部分についてはそのソフトの改修費といえますか、そういう部分はこちらの方で改修費をあげますよという部分です。あと、機械の新規設置については条例が生きていますので、新規の部分についてはあくまでも向こうの方に市の方から願いますよという形になってくると思います。あと、いろいろな形で普通は看

板関係は市で発注して立てるんですけど、向こうがトータル的にやっていきたいという時はそういう部分についてもあくまでも補助金、まあ請求書とか、領収書とかもらいますけどね。その補助金交付要綱というのがございますので、それに基づいて、新規の時の看板ですね、向こうがどうしても自分のところで発注したいということであればそういう形の補助金で対応するという形を含んだ30万円程度の3件ということのご説明という形でご理解いただきたいと思います。

委員長（清水章一委員） よろしいですか。

（武藤委員「分かったような分からんような」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） では次いきます。

2款総務費、5項総務費、2目の選挙常時啓発費についての説明をお願いします。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（松島健二） この補助金につきましては明るい選挙推進協議会に対しまして3万円の補助金として計上させていただいているところでございます。協議会につきまして、協議会の主な仕事と申しますか、任務と申しますか、そういったものにつきましてはあくまでも選挙時における市民に対しての啓発活動を行っていただくと、そういう形になっているところでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 続きまして23ページを開けてください。

3款民生費、2項児童福祉費、4目の学童保育所費の学童保育所管理運営費について説明をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 今回の賃金の補正についての説明をさせていただきます。当初予算が骨格予算であったために1年分の見込み予算を計上できておりませんでしたので追加補正をさせていただきます。

委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） では次に進みます。

33ページをお開きください。9款消防費、1項消防費、2目の非常備消防費の消防団関係費について説明をお願いします。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長（武藤三郎） 消防団関係費、消防団員退職報償金、当初予算で勤続年数10年以上15年未満の退職者を計上していましたが、今回勤続年数15年以上の方の

退職者が多く発生したことによりまして、退職金に不足が生じたので、今回不足分の76万円を増額補正させていただくものであります。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑はありますか。

佐伯委員。

委員（佐伯修委員） 今15年以上ということですけど、これ何名ほど。

委員長（清水章一委員） 秘書広報課長兼消防・防災担当課長。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長（武藤三郎） 20名ほどでございます。20名です。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、10年から15年という形で予定していたけど、15年以上が20名退職となったと。平成17年度決算で見ますと、213万3,000円だったのが倍以上報奨金当初に上がっていたんですね、それにまた76万円ということですが、問題は消防団員の定数について、定数割れになるのか、こんなに団員が退団することによって定数の問題、特に消防団員の確保というのは難しいと思うんですが、その辺との関わりはどうでしょうか。

委員長（清水章一委員） 秘書広報課長兼消防・防災担当課長。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長（武藤三郎） ご存知のように消防団を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがございまして、年々消防団は減っております。今条例定数250名ではございますが、現在のところ243名でございます。これは女性部も含めてでございます。

委員長（清水章一委員） よろしいですか。

（「はい」という者あり）

委員長（清水章一委員） では次に進みます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の職員給与費、それから振興財団関係費、学校教育課庶務関係費、3目の同和教育推進関係費、指導事業関係費について説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（松島健二） この前に先ほど武藤委員さんからご質問が出ておまして未回答であった部分の回答をさせていただきたいと思っております。先ほど副市長の退職金についてご質問をいただいておりますが、これが大体900万円、試算ではそのような形になってくると思っております。それともう1点、訂正でございますが、市長の退職金について変動はないというような答え方をしていたかと思っておりますが、これにつきましては、今回の改正に伴いまして約35万円程の減額になってくると、退職金についてですね。なってくるということですね。影響が出てくるということでございますので訂正し、お詫びをさせていただきます。

10款1項2目、事務局費の職員給与費でございます。これにつきましても先ほど議案第46号に関連いたしまして、教育長の給与月額が5%減額によることによりまして給料を31万

5,000円、職員手当等につきましては9万6,000円、共済組合負担金について4万4,000円をそれぞれ減額させていただくものでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 続きまして、振興財団関係費、振興財団補助金の1,764万3,000円につきましてでございます。これにつきましては財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団への事務局運営費についての補助金でございます。なお、当初予算計上額と合わせまして振興財団への補助金が2,394万4,000円となっております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 続きまして、学校教育課庶務関係費の負担金、補助及び交付金の補正でございますが、いずれの補助金も当初予算が政策的な要素を含んでおりましたので当初ゼロとなっております部分を前年度同額で追加補正をするものでございます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 教務課長。

教務課長（井上和雄） 同じく3目、同和教育費、同和教育推進関係費でございます。19節の市同和教育研究協議会補助金につきましてはこれも年度当初、当初予算では政策的経費ということで計上しておりませんでしたので、今回373万2,000円を計上しているものでございます。なお、金額につきましては平成18年度に比べ85万9,000円、18.7%の減となっております。続きまして指導事業関係費、解放子ども会育成会補助金32万円でございます。これにつきましては同じく政策的経費ということで今回平成13年度補助金の20%で計上をしているものでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 振興財団補助金というのが、平成17年度決算では2,328万4,000円、やはり年々増額になっているんですが、本会議でも質問をしておりましたが、この中には財団に派遣されている方の給与は含まれていないんですよね。含まれているんですか。今、財団に派遣している。以前は6人おられたんですが。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 市の職員の部分についてはこの中には入っておりません。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、市の職員分というのも相当ですね、だからこの市の職員を派遣して6人としてもこのくらいの金額をやはり支出をしているということになるんだだけ

ど、その見直しはやはりやらないとね、そうじゃなくても職員の採用はしないと、市長の方針、以前からずっと定員割れは続いている、財団にはこういう形で6人が、今1人は早期退職しましたからあれですが、やはりここは再任用職員を常駐させるとかね、そういう方向的なものは総務部長、是非総務文教常任委員会でこういう論議になったということは市長、副市長あたりにも上げていただきたいなど。だから5人としても3,000万円近くのお金を出しているはずですよ。人件費、そこいら5名の人件費は人事係辺りで分かりますか、財団に出している人件費は。6名が5名になっていると思うんですが。

委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 武藤委員さんのご質問の関連ですけれども、これ指定管理者制度ができました時期から今日まで、過去の議会の中でも一般質問、それからまた総務文教常任委員会の中でもいろんな角度からのご指摘をいただいております。この市の職員のいわゆる派遣ではなくて兼務という形で今現在業務をさせております。それから市からの今日、補正をさせてもらっている補助金の問題、いろいろな課題をもっておりますので、現在その財団そのもののあり方、市としてのこの財団の育成、今後の方針あたりを今見直しをやっております。武藤委員さんからのご指摘の市の職員を兼務させる部分を含めてもうしばらく時間をいただいて、きちっとした報告をしたいと思っております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） ただ、指定管理者にしたところに兼務させているというのは本来違法ですよ。だから指定管理者に指定しているところに市の職員が兼務をして仕事をしているというのは全く本来からいうと違反ですよ。だから財団という市の外郭団体だからということで、兼務をさせていると。市が1億円とか2億円か出して担保をとってやっている関係と、あれだけの公共施設を管理させている関係で市としてもお金の使い道を明確にするためにという形で正規の職員は2名しかいないんですからね、財団には。その支出を明確にするという形で、ただし、文化ふれあい館には長年の経験のある職員が再任用みたいな形でおりますけどね。だからその辺はもう少しちょっと早急にして、経費の削減をやるならば、ぴしっとしたものを。先ほども関連した問題が出ますけども、史跡水辺公園は完全な指定管理者ですから。あそこにおられた再任用者は全部引き上げたんですからね。だからそのもう少し、ちょっと時間時間というわけでもうできてからずっとですからね。8年も9年も。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 今、文化スポーツ振興財団に関する考え方については地域振興部長が説明して現在検討しているということですが、指定管理者制度を採用したときに文化スポーツ振興財団以外で仕事ができるところがないだろうということで随意契約による指定管理者という形で指定しているわけですね、現在は。それで契約が平成19年度まで、北谷運動公園は指定管理者の公募で文化スポーツ振興財団が仕事を取りましたので、北谷運動公園が3年契約があります。それで、あと残りの施設は2年で、平成19年度までは文化スポーツ振興財団で指定管理

者として仕事をしていただくということにしておりまして、平成20年度に向けては、全国的に指定管理者制度が浸透してきた関係でいろいろな仕事を受けられる会社が増えてきております。それで平成20年度以降については文化スポーツ振興財団との随意指定管理者ではなくて、公募による指定管理者制を採用していきたいと考えておりまして、文化スポーツ振興財団の指定管理者の数が減ってくれば事務局についても縮小していく、そういうふうな方向で進めていかななくてはならないのではないかとこのように考えています。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 私の考え方もあなた方とあれですけど、1つはね、せっかく再任用制度があるでしょうかと、ところが文化スポーツ振興財団というところでずっと役員として常駐する人もおられると、ただし本来は社会福祉協議会に市から退職した人とかを派遣していったんですよ。以前どこにもあったんですよ。ただし今、再任用の問題で、能力があっても週3日しか出てこれませんよというこういう現実があるでしょう。だからそういう文化スポーツ振興財団の出向している部分については今から団塊世代という形でずっと70人近く退職者が出てくるんだから。そのために常駐できるような形で再任用の常駐できる人を派遣できるような方法を考えませんか。再任用はしなきゃいかんのだから。再任用してくださいとあなた方がいずれ退職の時に再任用受けますかと言われて、受けると言えばどこか配置しなくちゃいけませんからね。その時の配置先として、以前はそういう再任用制度とかなかったから、中央公民館の館長だとか、図書館の館長だとか、社会福祉協議会だとかあったでしょう。ところが今、指定管理者になったら別の問題ですよと、そこに今文化スポーツ振興財団としてこれだけの随意契約もしているけど、そこに派遣できるような窓口をつくりませんかと私は言ってるんですよ。一方じゃずっといつの間にか二年三年が四年五年おるといような状況は問題がありますよと私は言っておるんですよ。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 本会議の時も回答しましたように努めてそのような形にしていきたいというふうに考えています。

委員長（清水章一委員） ここで2時15分まで休憩します。

休 憩 午後 2時05分

~~~~~

再 開 午後 2時15分

委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10款教育費、1項教育総務費について質疑はありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 市同和教育研究協議会補助金についてですが、少し減額にはなっていますが、平成17年度決算では462万4,000円、今年度補正で373万2,000円ですが、これはもう追加はないのかどうか、それから市同研の中に構成する団体がたくさんありまして、まず行政があ

りますし、学校教育がありますし、さまざまな部分がかう、この中心的、最終的には市同和研  
究協議会ですが、これの見直しも含めて今後検討ができるかどうか、教育委員会と行政との関  
わりがあるんですが、どういうふうにかえられているかですね、もう本当長い間ここに出して  
いる補助金というのは相当な額ですよ。このままいくとずっと何年もという状況になります  
が、その辺は教育委員会としてはどういうふうに進めていくのかですね。

委員長（清水章一委員） 教務課長。

教務課長（井上和雄） まず1点目の追加補正につきましては一応、平成19年度につきましては  
この今回補正します金額から更にということはありません。また、市同研の見直しというこ  
とでございますけど、実態的には今言われましたように学校教職員、行政職員、また市民の  
方、保育所の保育士等で組織を作っているわけなんですけど、運営につきましては今年度少し  
見直しをしていくようにしておりますけど、これを将来的に廃止していくことは今のところ考  
えていることはありません。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 今、市同研とかそういう部分があるんですが、その上に福岡県同教とい  
うのがありまして、大変裁判をずっとしておりまして、ここに学校の先生が、籍は学校に置き  
ながらここに常駐していたという形で、今、福岡県、裁判をしているという状況がありますが、  
ただし今後の行政改革といいますか、こういう部分についても今後見直していく必要があ  
るんじゃないかなというふうにあれしてますし、どちらにしても施政方針の中で代表質問入れ  
てますので、もう40年近く出していくと1億円近くの補助金になりますから、見直すべきだ  
と思うんですよ。

以上です。

委員長（清水章一委員） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） では次のページ。

10款教育費、2項小学校費、1目の学校管理費の小学校管理運営費について説明をお願いし  
ます。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 学童農園補助金の追加補正につきましては、当初予算が骨格予算の  
ために、8万円予定していた分を5万円計上してましたので、一校あたり3万円、3校分  
について追加補正するものでございます。

委員長（清水章一委員） 説明がありました。質疑はありますか。

佐伯委員。

委員（佐伯修委員） 3校といいますけど、これ小学校ですか。どこの学校かよかったらお願い  
します。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 太宰府南小学校、水城西小学校、国分小学校の3校でございます。

委員長（清水章一委員） よろしいですか。

佐伯委員。

委員（佐伯修委員） 学童農園ということで、こういった内容が分かればお願いします。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 米作りとか野菜作りを子どもたちに体験させて、働くことの貴さとか、そういったことを目標にされている学習等でございます。補助金の使い道につきましては種籾代とか、野菜苗代、肥料代等に支出されています。

委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

委員（佐伯修委員） はい、分かりました。

委員長（清水章一委員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） では10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費それぞれについて説明をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 工事請負費の追加補正につきましては太宰府中学校の男子トイレの改修及び同中学校の体育館のトイレのタイル補修並びにトイレの壁の補修を行うための追加予算を組むものでございます。

次に2目の教育振興費の各種大会参加補助金につきましては当初予算が政策的な予算でございましたので、当初ゼロとなっておりました補助金を昨年度と同額で予算を計上させていただくものでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑はありますか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 工事請負費ですけども、太宰府中学校のトイレということで、テレビにも出たということで、私残念ながらその場面見てないですけども、伝聞ということになるんですけど、最初ちょっと問題だと思ったのは、校長がいわゆる教育関連三法について非常に否定的な意見というものを述べたということで、その流れでトイレの問題とかですね、実際全国放映されたということで、後からこんな何ですか「作ろう」というこういうものとか、投げ込みとかであってですね。まず1つ問題と思ったのが、まずやっぱり現職の校長が、それぞれ心情あると思いますが、こういうふうな国家が審議中、または採決の段階でそういうコメントをされるというのはどうなのかなど。教育委員会として把握されてあったのかどうか1つ。もう1つが全国的にこういうふうなことをマスコミが、向こうが最初に申し入れたのか、取材



を積極的に受け入れられたのか、その辺がどうなのかと。先ほどのミニコミ紙ではない、何ですかね、これ文章はちょっと私はいい文章ではないと思うんですが、金も知恵もやる気もなしと、金がないのは半分当たっているかもしれませんがやる気もなしというのはあまりにもひどいなと、ちょっとやられっぱなしではないかと思うことも。いわゆるうてあわんというか、無視するというのも1つの方策とか思いますけど、まあ何とかならんかなと思ってですね、ちょっとその辺のご意見お聞かせください。

委員長（清水章一委員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育三法に関する地方公聴会というのが5月の中旬に行われまして、当該校の校長が参考人として意見陳述されました。先ほどご質問の中では三法に否定的な意見という発言があったと思いますが、否定的な意見、発言をされたとは思ってはおりません。事前に教育長とも相談をされて、その上での発言であったと思います。ただ、地方交付税の中に基準財政需要額として義務教育費が保障されていると、その義務教育費が末端の本当该校まで降りてきていないという意味の発言はあったと思います。そこに着目をした報道があり、では当該校を取材してみようということで取材になったと思います。それで、発言をした校長、教頭は発言の趣旨に沿ってトイレとか壁とか天井の雨漏りの状況等を案内したというふうに理解をしております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） はい、分かりました。ただ結果として、こんな形で広まったと。一方的といたしますか、いろんな災害以降の財政事情等そんなふうなことは置いておってこのことだけが拡大されて全国放映されたことは残念で、今後は密に地元のことは地元で、まずは話ができるような雰囲気を作りたいことと、こういうふうなことに對してもっと早く胸を張って、最終的に納得してもらえそうな、そして広報活動というようなもやっていってください。お願いします。

委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 以前も太宰府中学校を総務文教常任委員会で見に行って、ある一定の改善をしないといかんと、いうのは知っていたんですが、財政的な問題もあって遅れていたことは事実だけだね。これが議員の部分の個人的な部分にも入って、議会事務局にも持ってきておられるから入れていると思うんですが、市内中にも流れて、これ書いてあるようにテレビで放映されたのも事実。だから教育委員会としてはこれが出たから工事するんだというふうに言われないようにしていただきたい。元々私もこの問題についてどうするかとあった。それからもう1つは以前、学業院中学校が荒れたことがありました。今、学業院中学校は落ち着いてきてどこか周期的な問題も1つはあるんですけどね。書いてあるように建てた時はモダンでよかったと思うんですけど、年数も経っているけど、耐震の部分も必要でしょうけど、大規模

改修はいつごろするのか、もうこんなに長くなってくるとあっちをみつかりつつもこっちが悪くなるという状況があると思うんですが、大規模改修のめどは立てられるかどうか。

委員長（清水章一委員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 太宰府中学校の校舎の大規模改造でございますが、計画にはきちっとあげておいたわけでありまして。平成15年の集中豪雨がありまして、それ以降の財源の手当がなくなったということで、途中で太宰府中学校の改造がストップをしたという経緯があります。それで、その後、西方沖地震などがありまして、耐震診断、耐震補強工事の方に今注目されておりますので、まずは耐震診断、補強工事を優先的にせざるを得ないだろうと。これ文部科学省の指導もありますので最優先で児童生徒の安全を確保するという観点から早急にしなければならないと思います。合わせまして、大規模改造という大規模な財源が今ありませんので、必要に応じた改造を年次計画を立ててきちっと実行していくということで考えております。まだ計画、いつするという計画は立てておりません。耐震診断、耐震補修工事と合わせながらという形になろうかと思っております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 平成15年に大規模改造計画をして、それから3年も経っていると、これに対する予算はないと言うけど、国は今まで大規模工事について水城西小学校をしたり、水城小学校をしたりとずっとしてきましたよね、各小学校、中学校してきているんだけど、大規模工事については国の補助金申請についてはなくなったんですか、それともあるのかどうか。

委員長（清水章一委員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 大規模改造補助金はあります。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） あるならばね、やっぱりそれを申請して、次から次の一時的なこういう財政を出していくよりも、またこれは大規模工事改修すれば20年近くもできるわけであって、それは早急にしていかないと、そのための教育施設については充実をさせるというか、元々養鶏場を払い下げてもらって、そしてあそこに中学校を作るからという形で、あれから出来上がって25年くらいなるんじゃないですか、だから大規模改修工事をしないことには解決をしないと。まさかこういうふうにテレビで報道されて、しかもこんな状況というのは、トイレが向こうから見るとかいう部分まで含めて報道されたのでびっくりして、それに今度は補正予算に出てくれば、今度は向こうは教育委員会は直ちに工事をしたとかまた書かれるんじゃないかと。だから市の方としては、私ども総務文教常任委員会としては何をしているのかと批判もあっておりました。総務文教常任委員会としてはこういうテレビ報道されて知っていたのかと。総務文教常任委員としてという批判もあったんですが、具体的に私ども工事については行政側の方に対応するようにと、議会がどうしなさいこうしなさいというのは営繕工事には口出しはしないという経過がありましたからという説明はしておりました。是非、今後出てくる問題についてはきちっとした対応をしていただくということでお願いをしておきます。

委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

委員（佐伯修委員） 今、武藤委員が言われたように、私も是非、これが出たからしたと絶対に言われないうに。私たちもこれはいろんな意味で神経尖らせてますので、その辺だけ是非注意していただきたいと念を押しておきます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 委員長すみません。テレビで流れたトイレの部分でございますが、状況申しあげますと、昨年度限られた厳しい予算の中で金額がある範囲内ということで壁の補修とかトイレの修理とか扉とか、修理を行っておりました。たまたま、たまたまという言い方ちょっとあれかも分かりませんが、今回トイレに映った部分が一部残っていたという状況でございます。それで当初、補修の予定をしておりまして、今回たまたま補正上げておりますが、放映されたから補正に上げたのではなくて、放映される前にそういう計画を立てていた状況でございますので、追加説明をさせていただいております。

委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 次に進みます。10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、2目の青少年教育費、3目の公民館費、4目の図書館費、6目の文化財保護費、9目の青少年対策費について各課で説明を求めます。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 1目社会教育総務費、生涯学習等関係費のキャンパスネットワーク会議負担金80万円についてご説明させていただきます。これにつきましては市内の大学等8校と市の方で組織しております太宰府キャンパスネットワーク会議への負担金でございます。昨年まで市の予算に計上しまして運営をしていたものを見直しまして、独立した予算として連携を更に強化するために負担金として計上させていただいているものです。

以上です。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 次の社会教育委員等関係費の賃金、地域活動指導員賃金の補正額についてご説明申し上げます。この制度につきましては平成14年に福岡県が事業を開始したということで、市も同年8月に教育委員会規則を作りまして、子どもたちの生きる力を育み、生活体験、社会体験、学習活動等地域活動を推進するということを目的に設置されたものでございます。ところが、これが5年間の時限的な問題がございまして、平成19年の3月いっぱいまで廃止になるというところで当初1名分だけ組んでおりましたところ、福岡都市圏の市長会の方から強い要望が出されまして、95%、歳入で補正予算書13ページに上がっておりますが、95%の補助事業として平成24年の3月31日まで継続になっております。したがって、当初1名分から2名分を加えまして、その分の金額452万9,000円を補正させていただくというものでござ

います。

次の団体等育成費、19節負担金、補助及び交付金でございますが、この2項目とも前年度と同額でございますが、政策的要素を含んでいるということで今回6月に補正をさせていただくものでございます。

次のこどもの遊び場事業、アンビシャス広場連絡協議会活動助成金でございますが、これも同じ事情で当初ゼロだったのを昨年度同額で補正させていただいております。

その次のその他の諸費、太宰府少年の船協会補助金でございますが、理由は全く一緒でございます。昨年度は25周年ということで110万円でございますでしたが、今年度は減額いたしまして、81万円を組ませていただいております。

子供会関係費、子ども会育成会連合会補助金でございますが、これも同様の理由で平成18年度と同額を組ませていただいております。

次のページ、太宰府リーダーズクラブ補助金でございますが、これも全く同じ理由で、当初ゼロであったものを平成18年度同様の14万2,000円組ませていただいております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 10款4項3目の公民館費でございます。地区公民館関係費ということで、負担金、補助及び交付金ということで地区公民館運営助成金ということで、当初予算は93万9,000円ということで、昨年これも政策的でございますけども、昨年と同様ということで108万2,000円の増額の補助をさせていただいております。それから地区公民館施設整備補助金でございますけども、これ当初ゼロで、これも政策的な形で平成18年度と同額の854万1,000円を計上させていただいております。

次に4目図書館費でございますけども、図書館管理運営費ということで、委託料、市民図書館指定管理料ということでございます。これはすくすく号の関係でございます。当初予算は週4回を4月から9月まで、10月から週3日を週2回ということで組んでおりましたけども、これも平成18年度と同様週4回、普通に戻すということでその不足分32万円を計上させていただいております。それから19節の負担金、補助及び交付金の文庫連絡協議会補助金ですけども、これもゼロでしたけど、これも政策的で昨年と同様の4万円を復活させていただいております。それから長寿社会づくりソフト事業費交付金これは昨年度も補正させていただいておりますけども、12月の18日に申請をいたしまして、4月の19日に内定を受けましたので、今回200万円を計上させていただいております。これは歳入も200万円、歳出も200万円でございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） 6目文化財保護費の細目、文化財整備活用関係費2,983万4,000円でございますが、この関係費は水城跡東門周辺の整備事業といたしまして今回補正をさせていただ

いております。その内訳としまして13節委託料、破損箇所及び植生調査委託料に200万円でございますが、この調査区域は水城跡の旧国道3号線から御笠川まで約300メートルの区間ですけど、水城跡の破損の原因や破損の程度、樹木の大きさ等調査いたしまして今後の維持管理及び整備方針を示すものでございます。次に15節の工事請負費、水城跡展望広場整備工事2,783万4,000円ですけれども、工事の箇所は旧国道3号線沿いのダイハツ跡地及び東門周辺に2箇所広場がございますけれども、この2箇所の工事箇所でございますして、工事内容はダイハツ跡地広場の整備約1,200平米ほどの路盤整備及びここにゲートサインを1基、また説明版や広場案内等を設置する予定でございます。続きまして、細目その他の諸費ということで、19節の負担金、補助及び交付金ですが、古都大宰府保存協会補助金、当初予算500万円を計上させていただいておりましたが、骨格ということで今回補正で938万円を補正させていただくものでございます。次の竹の曲保存会補助金でございますが、福岡県の指定民俗文化財であります竹の曲の年間の運営補助として3万6,000円を補正させていただいております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 9目青少年対策費でございます。その他の諸費ということで19節、負担金、補助及び交付金、青少年育成市民の会補助金91万9,000円でございますが、政策的な予算であるということで当初予算はゼロというのを昨年度同様91万9,000円で計上させていただいております。その下の筑紫地区少年センター補助金につきましては平成19年、20年が当番市ということで県の補助を受けながら、当番市の事業をやるわけですが、昨年よりは3,000円ほど増えた金額を組ませていただいております。次の協議会等委員関係費でございますが、19節負担金、補助及び交付金、補導連絡協議会補助金で平成18年度と同額の49万8,000円を政策的事情で6月補正で組ませていただいております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 10款教育費、4項社会教育費についての説明が終わりました。

質疑はありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 6目の文化財保護費関係費で13節の説明を受けて、水城跡の破損箇所と植生調査をやると、委託料に200万円もかけてやるんだけど、その後調査した結果、どういうふうになるのかというのが1点ですね、それと15節の水城跡展望広場整備事業ですが、ぽんと新しい市長になって出てきたんじゃないかなと。今まで総務文教常任委員会でもこういう内容説明受けてきたのかなと、ダイハツの跡地のところでどうするとか、あの広場を。こういう歳出見ますと国、県から受けた補助金が230万円、そしてその他の財源として諸収入、雑入から2,353万4,000円、この500万円は繰入金の中から出してきてですね。一般財源は941万6,000円。国、県からたった130万円で、あとは全額2,783万4,000円の部分で市の持ち出しは941万6,000円と諸収入繰入金、これをかけると大変な部分だけど、まず私の聞き漏らしがあっ

たのかどうか、こういう水城跡展望広場整備事業としてどういう部分の青写真が議会に示されたのかどうか。そして、ここの活用は以前からシャトルバスをどう走らせて太宰府に入れないような状況を考えてとかそういう部分もあるんだけど、活用内容的なマスタープラン的なものを持っているのかどうか、まずここを説明いただけませんか。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） この水城跡東門周辺整備事業につきましては太宰府市といたしましては平成17年3月に策定をさせていただきました太宰府市文化財保存活用計画に基づきまして、その中の、太宰府市は多くの文化財持っておりますが、大宰府跡、観世音寺周辺、それから大野城、昭和39年代、昭和40年代から整備保存、国、県の補助をいただいておりますけれども、この水城跡の整備、保存が遅れておるといいますか、そういう状況もございまして、この水城跡整備方針というものを、議会の方にも一度説明をさせていただいておりますが、その中の1つの取り組みということで、今回調査及び整備をさせていただくという計画でございます。また、破損箇所及び植生調査、これは先ほど言いました水城跡の破損が非常にひどいといえますか、今まで相当修理等やっておりますので、まずはその調査をさせていただきたいということが1つ。それと立木が緑としては残っておりますが、水城跡としての保存という部分に関しては非常に問題があるという部分で、まずは今の立木の調査をし、かつこれを将来的に水城跡を保護、保存していくためにはどうあるべきかというのを調査して専門の委員の先生方の意見を聞きまして、今後の維持といたしますか、整備の方針を正式に出していきたいと考えております。またこのダイハツ跡地の整備につきましては、先ほど言いました水城跡基本方針の中に位置づけを既にさせていただいておりますが、今回財源の大幅な確保ができたということで、この文化財整備活用関係費の2,983万4,000円の一般財源はゼロということで御理解いただきまして、この文化財整備活用関係費の941万6,000円はその他の諸費の一般財源ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） その平成17年3月に太宰府市文化財保存活用計画で具体的に議会に示して、サインつけたり、駐車場整備だとか、遺構を壊さない状況の中で議会に説明をしたというんですか。その所管は総務文教常任委員会なんだけど、議会全員協議会とか総務文教常任委員会で説明をしたんですか。2年前。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） 平成17年3月にこういう太宰府市文化財保存活用計画というのを作らせていただきまして、当時は私ではないんですが、木村前課長が全議員さん方の方にご説明をし、この基本計画並びに水城跡整備方針というものを合わせて説明をさせていただいた経過はございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） ちょっと待って。全く構想的に今度こんな大きなお金を使ってどういうふうにするのかというようなものは活用計画というのがありますよと。ひょっとしたら帰ったら資料室にあるか分かりませんから見てみます。どんな事業やるのか、そのちょっとそこいらの構想が浮かばないんですね。こんな金額的に2,783万4,000円かけてどういう構想なのか、あなた方は平成17年3月の活用計画がありますよと。ダイハツの土地を買収することは議会の中でも承認事項でしたから。そこにはどういう設備を今度は2,783万4,000円をかけてやろうとしているのかを私どもは青写真も何も見ていないから分からないと言っているんです。だからもう着工するんですから青写真あるんじゃないですか。遺構を壊さない中での。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） この度の6月補正に上げさせていただいております整備工事の図面ということでコピーをさせていただいて説明をさせていただければより具体的に説明が出来るかなと思います。

委員長（清水章一委員） ここで3時5分まで休憩します。

休 憩 午後 2時48分

~~~~~

再 開 午後 3時05分

委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） お手元の資料の1ページから順次時間いただいて説明を概略させていただきたいと思います。先ほど申しました太宰府市文化財保存活用計画の中の水城跡整備方針という本来この整備方針に図面が付いておりますのを割愛させていただいております、字句を、まずはこの水城跡を損傷から守るための修理補修等をまずはやるというのが1つと、また、来訪者のための回遊拠点のための整備をするということ、そして水城跡を多くの方に親んでもらえるような史跡地の公開を目指すという大きな3つの柱の元で今回整備をさせていただくものでございます。事業費関係は先ほど申しましたような委託料と工事費、それぞれ今回空港環境整備協会という財源内訳の中に書いておりますが、環境対策事業助成金という90%補助の今回助成が得られるようになりまして、今回この事業に取り組んだという経過がございます。なおこの財源内訳の一番左の500万円につきましては市と書いておりますが、歴史と文化の環境税の使用をさせていただくということで事業を進めさせていただきたいと考えております。具体的な事業の工事の内容ですが、次のページの図面を見ていただきたいと思います。一番上の方からいきましてAの第2広場、ここが平成15年に買収をしましたダイハツ跡地の部分でございます。台帳面積は1,300平米ほどあるんですが、実質舗装部分はここに書いておりますように1,164平米ということで普通車で15台、大型バス4、5台というのを今計画で駐車スペースとして考えております。ここにゲートウェイという大看板と書いておりますここに高さ6メートル、幅1.5メートル前後の大看板と書いてありますが、ここが水城跡ですよというのをお知

らせする看板を設置し、かつ説明版、配置図、また外柵には外柵溝として柵をするようにいたしております。それから第2広場、すでに東屋等建っておりますが、ここも整備されて相当古くなっておりますので、チップ舗装溝を施したいと考えております。それからCの部分は平成17年に東屋等作らさせていただいておりますが、これも暫定工事ということで十分な施行をしておりませんでしたので、今回路面が非常に悪いので表装の改良を今回施したいと考えております。それからずっと下がりますして、第3広場とDのところですけど、ここも一定の整備をし、非常にここは二、三台しか停めるスペースがないんですが、若干整備をしまして、そういう広場の整備を、ガードパイプ等設けて整備をしたいというふうに考えております。それから緑のEの部分が旧3号線から御笠川までの300メートル区間になりますけど、ここにこの立木及び水城跡の破損箇所の調査をさせていただきたいという計画で掲示をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、Aのところずっと道があるんですが、水城跡から50メートル前後ということで、将来文化庁と協議をして遺構を壊さない状況の中でここに上下相当空き地があって観光客というか、また市民の利用もされているんだけど、将来、車が入られるような拡大はできるんですか。やっぱり難しい。1つは京都の伏見稲荷今一度行く機会があったらあれですが、一切車の乗り入れをさせないんですね。正月あたりは、伏見稲荷に。なぜかといいますと、伏見稲荷は上下に私鉄とJRが通っているという関係で全部4キロから5キロ離れたところにこのパーキングエリアを作っておって、そこからシャトルバスを出してると。そこから伏見稲荷のところに200メートル手前で降ろして参拝させる。こういう状況がやられて渋滞対策が解決しているんですよ。乗用車は入っていますが、大型バスはそういう状況。だからここに年始あたり全部バスを入れて西鉄都府楼前駅くらいか、西鉄二日市駅東口までバスで運んで、そして電車に乗ってもらって太宰府天満宮に行ってもらおう。西鉄に往復の200円分は半分は返せというくらいに入れていくとよりよい交通渋滞の解決にもなるんだけど、これだけの上の方のAのところではもう数字が入ってますけど、24.7とか24.6の分までくらいを大型駐車場に入れて、ここからシャトルバスを走らせるような、こういう将来計画をすると、渋滞問題も解決するんだけど、この辺はもう大体買収がおこったり、後ろの方の第3広場のところもあるんだけど、そういう計画はできないのかどうか。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 武藤委員が言われるように基本的な構想は持っております。ただ、非常に財政的に費用がかかりますので、まだ実施計画等には踏み込んでおりません。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） やはりそういう計画をして、ずっともう正月はここから渋滞していくん

でしょうが、都市高速を降りてきてもらって、ここに入れて、そして西鉄二日市駅東口まで入れて電車で運ぶと。それだけ利用があればシャトルバス運行費用は全部西鉄に負担をしてもらうとかね。そういう状況を図ると渋滞対策も解決するんじゃないかなと。ただし今それだけの伏見の場合は貸切バスの場合60台くらい入るような専用のパーキングを設けてますよ。正月は。全国から来ますから。そういう部分も検討してみて、渋滞対策を図るといふか解消を図るように。これだけの国有地があるわけですからね。ちょっとまあ将来に渡っては検討していただきたい。

委員長（清水章一委員） よろしいですか。ほかにありますか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 35ページの生涯学習等関係費でキャンパスネットワーク会議負担金80万円とあるんですが、これの内容を教えてください。それと、社会教育委員等関係費の地域活動指導委員の賃金452万9,000円、先ほど17ページでもありましたけども、県からきているんですが、採用されている方が4人と聞いております。その職員の配置場所を教えてください。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 最初にキャンパスネットワーク会議負担金の関係でございますが、市の方から負担金80万円、それから学校関係ですね、8校ございますので8校からそれぞれ10万円の80万円、合わせまして160万円の予算というこよで予定をしております。支出の方の見込み、まだ予定の段階ですけども、例年行っておりますキャンパスネットワーク情報紙の関係ですね、年2回発行しておりますが、その発行。それから学校関係の学生たちで組織しております学生連絡会への補助金、そして事業としまして本年度につきましては九州国立博物館の方で大学等と関連した事業ができないかということで現在計画をしている段階です。

以上です。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 社会教育委員等関係費の賃金、地域活動指導員の小柳委員のお尋ねの件についてお答え申し上げます。嘱託という形での雇用で全体でのべにしますと4名でございますが、1名は社会教育課、のべで言いましたが、週5日の勤務の嘱託職員、それから週3日、2日合わせましてのべ3人になろうかと思いますが、その2人分については児童館に配置いたしまして先ほど来申し上げました趣旨の基づく事業を行っておるといふのが実情でございます。

委員長（清水章一委員） では4項についてはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） では次に進みます。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費について説明をお願いします。

社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 大会等行事関係費の19節負担金、補助及び交付金でございます。ま

ず体育の日行事補助金でございます。これは昨年度と同額でございますが、やはり政策的予算ということで6月補正の対象にいたしております。6つの主に小学校区単位で行っていらっしゃるのにそれぞれ若干の金額の差はございますが、補助金として交付しているということでございます。それから全国大会出場補助金につきましては子ども会のスポーツクラブなんかで優秀な子が全国大会に行くのに補助をするということで、昨年は12万円の予算が付いておりましたが、今年度につきましては4万円ということで計上いたしております。続きまして総合型地域スポーツクラブ活動助成金ということでこれはよか倶楽部ということで成人の方のスポーツクラブがございまして、そこに対する補助金でございます。14万円、当初は4万2,000円で組んでおりまして、その分の補正をさせていただくということでございます。

次に庶務関係費でございます。15節の工事請負費でございますが、営繕工事が出ておりまして、営繕工事の項目が歴史スポーツ公園の多目的広場のフェンス工事等全部で4箇所ほど出ております。その分の500万円でございます。それから次の19節負担金、補助及び交付金ですが、市体育協会補助金、昨年度は18万円でございます、当初37万円を組んでおりましたので243万円の補正をさせていただいております。これは県の県民体育大会が本年一部太宰府市で受け持っておるということでその分が増えたというふうなことでございます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そうすると、市体育協会補助金で減免分はここには含んでないんですか。先ほど体育協会の部分がありますが、平成17年度は180万円、当初37万円、今度は243万円ということで、体育協会が県の催しの関係で太宰府分があるということですが、体育協会に対するこれが補助金としては指定されたもので減免関係は含んでないというふうに見ていいですか。減免は先ほどの部分の歳入でありましたから、そこからで出るのが、その辺をちょっと説明いただけませんか。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） 減免の分についてはこれは現状のままの費用負担を算入した部分で当然計上しているというふうに理解しておりますけど。

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） 体育協会の補助金ということで平成18年から1割、どんどん減ってきたんですが、また今年度もかなり減っておるんですが、そのことは厳しい中でいただけるだけでもありがたいと思っているのが実情なんですけど、ちょっとお聞きしたいのが、今243万円と当初37万円の合計280万円ですね、この中には今質問が武藤委員からもありましたけど、県民体育大会これが100万円ちょっとですね、だから事業委託というふうに体育協会では考えているような部分があるんですけど、それからスポーツ少年団の育成費ですね、これも約30万円、これも体育協会がそういうふうな事務的なものを代行しているような部分があります。そうい

った面で見ますと、実質的な体育協会の運営費としての補助は約百五、六十万円ぐらいではな
かろうかと考えております。それでもこの厳しい中ですね、手当していただいて感謝している
んですけども、その中でこの前総会があって、その中で期待が大きいのが、マニフェストにも
ありました減免の復活ですね。これが非常にいろいろ勘案されているということですけど、大
方それがいつぐらいに復活するかと、もしお答えできるならお答えください。

委員長（清水章一委員） 政策推進課長。

政策推進課長（宮原仁） 先ほどもご説明をいたしたかと思えますけども、そういった各課の方
を寄せて今現在の状況、整理するものとかを調整会議を実施しておりますので、その結果に基
づいて、いつぐらいにするかということも含めて、時期についても検討していきたいというふ
うに考えております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 19ページであれだけ論議をしたんですよね。19ページの文化協会、それ
から市民吹奏楽団と、こういう形で出されてきて、さっきの市長の施政方針の中にもあったけ
ど、私としては市体育協会補助金という状況の中に、今門田委員から質問があって県民体育大
会に100万円とそれ以外の部分で実質的には平成17年度と同じように200万円ぐらいの補助金だ
というけど、体育協会の減免問題は具体的にはまだ出てきてない、今から検討するということ
やね。ただし、この体育協会の活動というのは始まっているからね。

委員長（清水章一委員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 調整会議を開催して早く明確としたいというふうに考えておりますの
で、しばらく待っていただきたいと思います。ただあまりに遅れますと、費用を補助金で2回
分くらいしか組んでおりませんので早急に考えなければいけないというふうに考えておりま
す。

委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 全国大会出場の補助金ですね、4万円組んであるんですが、今案外とス
ポーツ少年団とか、中体連を含んだところでスポーツは特に活発でいい成績を残しているところ
も多いと思うんですよ。例えば全国大会とかいろんな親睦で特に奈良市との友好都市交流で
ミニバスケットあたりが行ったりするんですが、その時にもしよい成績を収めて、自分たちで
できないということであれば、そういう面からでも数が多かった場合はできるという可能性が
あるんでしょうか。

委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

社会教育課長（藤幸二郎） ケースに応じて、課の中でやりくりできる部分とそうでない部分が
あるかと思えますので臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

（小柳委員「よろしくお願いします」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) では歳出の部分の質疑を終わらせて、歳入の方に入ります。

歳入の部分の10、11ページをお開けください。

1款市税、2項固定資産税の固定資産税についてと、それから12、13ページの14款国庫支出金、2項国庫支出金、5目の文化財保存修理費国庫補助金、それから15款県支出金、2項県補助金、6目の教育費補助金の文化財保存修理費補助金と社会教育費補助金、それから14ページ、15ページの18款繰入金、1項基金繰入金についての財政調整資金繰入金について説明の方それぞれお願いします。

税務課長。

税務課長(古野洋敏) 固定資産税につきましては骨格予算ということで予算を計上しておりましたので、今回正式に3億6,060万5,000円を追加いたしまして最終的には平成19年度の予算は固定資産税29億7,500万円という形で予算計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

委員長(清水章一委員) 文化財課長。

文化財課長(斉藤廣之) 14款2項5目、文化財保存修理補助金100万円ですが、先ほどご説明申し上げました水城跡東門周辺整備事業の委託料の破損箇所及び植生調査、この事業費200万円に対しまして50%の100万円を計上させていただいております。続きまして15款2項6目、教育費県補助金の文化財保存修理費補助金、これは植生調査の200万円に対する15%補助といたしまして30万円を計上させていただいております。

以上です。

委員長(清水章一委員) 社会教育課長。

社会教育課長(藤幸二郎) その下の欄の社会教育費補助金につきましては先ほど来ご説明申し上げます35ページの10款4項1目の社会教育委員等関係費の賃金に対する県の補助金でございます。これは95%補助の部分でございます。その下の少年センター補助金につきましては37ページの10款4項9目、61節のその他の諸費の中の筑紫地区少年センター補助金、これに対する10分の10の補助金でございます。

以上でございます。

委員長(清水章一委員) 財政課財務係長。

財政課財務係長(平田良富) 18款1項1目、基金繰入金についてご説明いたします。この中で財政調整資金の繰入金を今回1,529万1,000円というふうに計上させていただいております。今回の補正予算の歳出に対する歳入部分、先ほど説明いたしましたけども、当初の骨格予算で財源調整分ということで固定資産税等はずしておりました。その分とあと、国県の支出金等を総合的に調整いたしましたけれども、この部分1,529万1,000円不足したということで財政調整資金の繰入れを行いました。本来前年度の繰越金等も考慮し対応すべきところなんですけれども、6月の段階ではまだ平成18年度決算が確定しておりませんので、一旦財政調整資金を使わ

せていただいております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 20款雑入5項雑入、総務費雑入、当委員会所管分につきましてはそれぞれ説明をお願いします。

特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 19ページで公売手数料をご説明いたしましたけど、この公売手数料は売却決定額のうちから滞納処分費手数料として入ってきますので、この中に5万円の補正をお願いしております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 消防費雑入説明をお願いします。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長。

秘書広報課長兼消防・防災担当課長（武藤三郎） 先ほど33ページで説明しました消防団の退職報奨金76万円に対するものでございます。

委員長（清水章一委員） 次、教育費の雑入に対してをお願いします。

文化財課長。

文化財課長（斉藤廣之） 教育費の雑入2,553万4,000円のうち先ほどご説明させていただきました水城跡展望広場整備工事の助成金といたしまして2,353万4,000円がこの工事にあてるものでございます。

委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 残りの200万円につきましては先ほど説明いたしました長寿社会づくりソフト事業費の交付金が決定しましたので、こちらの方に入れております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） では歳入につきまして質疑を受けます。

まず最初に1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税について質疑はありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） まず、補正予算説明資料、補正第1号という内容的には、肉付け内容が具体的に出されておりました、まずこの4ページ、4ページに太宰府市の自主依存財源、更正前渡資金が出していただいております、ここに1個の市税として上がっております。で、この市税の部分が43.4%、前年が38.9%ですから、そしてこの自主財源が54.4%、中ごろになっております。で、依存財源が去年は51%だったのが45.6%になっている状況です。こういう状況ですが、決算を見てもみたら平成17年度で固定資産税が30億14,49万8,000円入ってきているわけですね。佐野の区画整理が進んでおるし、もう大体終わりにかかっている。こういう状況の中で、今説明がありましたように29億7,500万円。あと固定資産税や、固定資産税で最終的な決算では、私としては2億円くらい、最低は入ってくるんじゃないかと。で、補正の第1

号ですが太宰府市の最終的な市民税も納税通知書を出しておりますが、最終的には歳入のこの自主財源といわれる市税についてですね、最終的にはここに出されている以上に上がってくるんじゃないかというふうに考えていますが、その辺の見込みについてですね、ここで固定資産税については6ページに今回の29億77,61万1,000円という状況が出ておりますが、平成17年度決算で見ると相当まだあるという感じがしますが、今後固定資産税や市税の補正はどういう見込みがあるかを報告いただきたい。

委員長（清水章一委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 1点ですね、申し上げたいのが、平成18年度は固定資産税の家屋の評価替えの年でございます。それで平成18年度につきましては相当低くなっております。30億円あったのが29億円になっていますけど、これは固定資産税につきましては3年に1回、平成18年、次は平成21年ですけど、平成18年の時には過去3年分の固定資産税の家屋の減価償却をまとめて引くようになります。本来であれば毎年なんですけど、法的にですね、税の簡素化という形の中で3年まとめて家屋の減価償却を引くような形になりますので、3年に1回はやはり5%程度の減額になってきます。で平成18年度につきましては、ほぼ当初予算より若干多い1,000万円か2,000万円程度の増額で今推計しているところでございます。やはりこれは武藤委員さんが言われましたけど、やっぱり大佐野関係が結構できましたので、そういう関係で平成18年度については増になってきます。

後ですね、今後の推計という形でご質問されていますけど、吉松、通古賀につきましては大体19年度、今年度にほぼ完成すると思っておりますので、それが完成していきますと平成20年以降につきましては、吉松、通古賀で大体3,000万円から4,000万円の固定資産税の税収を見込んでいるところでございます。それはあくまでも全て、各土地が正式に保留地から個人に売買になった段階ですけど、大体3,000万円から5,000万円程度の増収を見込んでいる状況でございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） はい、よろしいですか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 関連する内容としては、あれだけ地方税が6%市民税の部分になっていきますが、この補正は2号補正あたりで出てくるのかどうか、初めから6%の増税を見込んで個人市民税として平成19年度37億13,40万5,000円を計上しているのかどうか、その辺も関連がありますから、今後の補正と合わせて

委員長（清水章一委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 市民税につきましては税源移譲分を見込んでいます。だからこの中には税源移譲分と法改正の定率減税廃止ですか、それも見込んだ中で7億1,700万円の増収を見込んでいますので、税源移譲は見込んだ金額という形で考えていただいて結構だと思います。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 続きまして14款国庫支出金2項国庫補助金の文化財保存修理費国庫補

助金について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) 続きまして15款県支出金、2項県補助金の6目教育費県補助金について文化財保存修理費補助金と社会教育費補助金がありますが、質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) 続きまして、最後になります。18款繰入金、1項基金繰入金、財政調整資金繰入金について、質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) 20款諸収入、5項雑入、総務費雑入、消防費雑入、教育費雑入について質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) 続きまして、6ページをお開けください。債務負担行為補正について、ボランティア支援センター複写機賃借料、各小学校機械警備業務委託料、各中学校機械警備業務委託料について、それぞれ説明をお願いします。

地域振興課長。

地域振興課長(大藪勝一) ボランティア支援センター複写機賃借料の債務負担行為の補正でございます。これにつきましては支援センターの複写機賃借料のリース契約締結の必要が生じたので、債務負担行為の追加をさせていただいているものでございます。期間としましては本年8月から平成24年の7月までの5年間ということにしております。

以上です。

委員長(清水章一委員) 学校教育課長。

学校教育課長(花田正信) 今回追加補正をさせていただきます各小中学校の機械警備業務委託料についてでございますが、機械警備業務委託が本年度契約満了となりますことから、引き続き業務委託を行うことにしておりますが、複数年契約を行うための予算措置を当初の段階でしておりませんでしたので追加補正をさせていただくものでございます。なお、債務負担行為の設定機関は27カ月で設定をさせていただいております。

以上です。

委員長(清水章一委員) 債務負担行為について質疑はありますか。

武藤委員。

委員(武藤哲志委員) 小学校の単価と中学校の単価に少し差があるんですが、これは警備業務に平成20年から小学校中学校については入札による結果、債務負担行為としてやったのかどうか、これ208万8,000円、それを単純に4校で割ると52万2,000円、以前は本当に警備委託料というのは高い状況だったんですが、競争相手が出てきたりして安くなっている。ところが、小学校7校、単純に割ると55万9,000円と。だからそこは入札の結果、こういう状況になったのか、その辺を報告受けておきたいと思います。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） この件につきましては、補正予算の成立をもって入札に付すことにしております。参考に申し上げますと小学校1校あたり2万700円程度で、中学校は1万9,300円程度の月額警備委託料ということで試算をしております。

委員長（清水章一委員） いいですか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そんなに安くなってきたのかね。月に2万円くらいで。だから学校の先生が帰る時に警報を入れて帰ると。何かあると、警報が鳴ればただちに駆けつけてくるという状況になると思うんだけど。以前は管理料というのはものすごく高い状況だったんだけど。そういう月2万円くらいで年間出してみると、年数でみると大体55万円くらいで済んでいるという状況。これに基づいて入札をすると。その結果また下がればあれだけど、足りない時はどうする。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 限度額という設定の仕方をしておりますので、議決いただいた後に入札に付すようになりますが、その時に単価設定等を予算に見合った金額で設定して入札にかけたいと思っております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） それからもう1点ですが、複写機も今最低価格をなくすという状況が出てきて、よく複写機さえ置いてもらえば、複写機というのは各メーカーのトナーというのは、会社の違うトナーを入れると写らないようになるんですね。だから消耗品でかなり利益があるからという形で、複写機も消耗品の関係があって、最低価格を取り払うということはないのかどうか。今これを単純に見ると年間32万8,000円なんですよ。債務負担行為がね。これが月に当り2万5,000円くらいになるんだけど、よく新聞に出とろうがね、複写機10円を入れたとか50円を入れたとかという。機械はリースが終った時には使いものにならないからね。そういう最低価格の設定をするのか、それとも最低限価格をなくすのかというのは内部検討されたんだろうか。

委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） そういった部分も含めまして検討をいたしたいと考えております。以上です。

委員長（清水章一委員） では歳入、歳出全般について、再度質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号の当委員会所管分に対するの討論はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） まず所管分の中にも一部含まれていますが、当初予算で私の方としてはやはり同和対策、こういう運動団体に対する事業については国の制度がなくなりまして、できれば一般財政に移行するというか、こういう状況ですが、本会議でも質問したところ、敬老年金も毎月4,000円、30人という形が出されてお運動団体に対する補助金につきましても平成19年度までおこなって、今後どうするかというのは検討するというのがありました。こういう状況は全国でも終結宣言が各地で出されておまして、私としても本会議でこういう同和対策に対する負担金については反対いたしますので、この採決にあたっては賛成できないことを討論としておきたいと思えます。

以上です。

委員長（清水章一委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第60号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 5 名、反対 1 名 午後 3 時 37 分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきましては委員長にご一任願いたいと思えますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会の審査内容と結果の報告、及び委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 37 分

~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年8月27日

総務文教常任委員会 委員長 清水 章 一